

愛西市議会
会 議 録

令和7年12月15日

建設福祉委員会

愛西市議会委員会会議録

委員会名	建設福祉委員会	
招集月日	令和7年12月15日	
開議時間	午前9時30分	
閉議時間	午後3時38分	
会議場所	第1委員会室	
出席委員	委員長 馬 渕 紀 明 委員 鬼 頭 勝 治 委員 杉 村 義 仁 委員 原 裕 司 委員 中 村 文 武 議長 (オブザーバー) 近 藤 武	副委員長 竹 村 仁 司 委員 吉 川 三 津 子 委員 河 合 克 平 委員 石 崎 誠 子
欠席委員	なし	
請願紹介議員	なし	
説明のため出席した者の氏名	副市長 清 水 栄 利 子 保険福祉部参事 青 井 優 産業建設部参事 小 原 智 宏 健康子ども部長 人 見 英 樹 秘書課長 渡 邊 竜 樹 都市計画課長 佐 藤 政 樹 社会福祉課長 水 野 裕 公 上水道課長 平 野 宗 克 発達支援センター長 渡 邊 志 保 財政課長 堀 田 毅 都市計画課長補佐 伊 藤 伸 治 社会福祉課長補佐 加 藤 大 輔	保険福祉部長 田 口 貴 敏 産業建設部長 宮 川 昌 和 産業建設部次長 新 美 壮 史 上下水道部長 山 田 英 穂 産業振興課長 清 水 直 樹 子育て支援課長 前 野 輝 次 保険年金課長 後 藤 真 治 下水道課長 服 部 芳 樹 土木課長 河 原 明 洋 産業振興課長補佐 横 江 昌 徳 子育て支援課長補佐 野 田 光 昭 財政課課長補佐 山 田 宗 一
職務のため出席した者の氏名	議会事務局長 鷺 尾 和 彦 書記 村 瀬 俊 彦	議事課長 長谷川 努 書記 秋 田 郁 哉
傍聴議員	高松幸雄、角田龍仁	
傍聴者	なし	

午前9時30分 開会

○委員長（馬淵紀明君）

では、時間となりましたので始めさせていただきます。

おはようございます。

委員全員おそろいですので、ただいまから建設福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会では、理事者側の出席は副市長をはじめ、付託議案のある担当職員のみ出席とし、職員は入替え制といたします。

では初めに、議長並びに副市長より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は建設福祉委員会に委員の皆様には御参加していただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議運がありまして、市のほうもインフルエンザの方が見える、うちも先週末、家族内でありまして、本当に皆さん気をつけていただきたいなと思っております。あと、今週、議会最終日がありますので、そこまでまずはしっかり体調管理のほうをしていただきたいなと思っております。

また、委員会に付託されました案件ですけれども、また慎重審議していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

ありがとうございました。

○副市長（清水栄利子君）

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議員各位におかれましては建設福祉委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会におきまして当委員会に付託されました案件につきましては、議案第45号ほか20件であります。いずれも市政運営に重要な案件でございます。十分審査の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（馬淵紀明君）

ありがとうございました。

また、角田議員、高松議員が傍聴にお見えでございます。委員の皆さんにお伝えいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、さきの継続会で配付されました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

審査に入りますけれども、挙手して「委員長」というのをはっきり言ってください。あとは、質問は分かりやすい質問をよろしくお願いいたします。

初めに、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパーク整備基金条例の制定についてということで質問いたしますが、本会議では基金の使い方や基金に幾ら積み立てるかというお話がありました。今回、基金を道の駅等に使うということに限定するということについて、なぜ限定しないかのかについて、もう一度詳細を教えてくださいいいですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

道の駅から生まれた収入の使い道を道の駅の整備に充てることを明確にするためであります。以上です。

○委員（河合克平君）

道の駅で出た収益を道の駅に充てるということですが、例えば今までの指定管理業者が出た収益についてはどのようにして、また解散をするに当たってはどのようなふうになるのか、それは今回のH A S Uパークのほうには引き継がないのか、その辺のことについて教えてくださいいいですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

今までの基金につきましては道の駅の整備に充てております。したがって、基金については引き継がないことになっております。以上です。

○委員（河合克平君）

もう一つ、団体の持つておるお金はどうなるんですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

失礼しました。団体の金額については団体内で精算をしております。以上です。

○委員（河合克平君）

そうすると、団体内のお金については、ずっとこの間の指定管理費用等もあつたらうし、団体内のお金というのは幾らかあると思いますけれども、6,800万ぐらいあるみたいなんですけど、それは団体内の中で精算されて、市のほうにはその収益の残りということでは来ないということいいですか。ここに積み立てるといふことはないということいいですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

積み立てることはございません。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

6,800万円ぐらいある部分については、収益、頑張っていていただいている中で積み立てられたものかというふうには思いますけれども、それについては市にはいただかないということですね。

あと、今回すごい疑問に思っているのは、一般財源から指定管理料を8,500万円ずつ支払うのに、収益は一般財源に戻すことなく目的基金に積み立てるということについては、財源の問題で、なぜH A S Uパークばかりが収益が出たものについては一般財源に入れて市のプラスにならないのかなというふうにはすごい疑問に思うんですけど、どういう話合いの中で一般財源に戻すということではなくて基金にするのかなということですか。疑問なんですけど、その辺はどんな話合いがされたのか。今までやっていたから、これからもそうすればいいかという話なのか、その辺のことについて教えてもらえますか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今回、新たに道の駅を今から10年間の指定管理期間という形で持たせていただく中で、そこの中から生まれてくる収入というのは、確かに河合委員がおっしゃるように一般財源を今の指定管理制度による指定管理料としてお支払いをさせていただくんですが、今後、H A S Uパーク自体を継続して10年、20年と維持していくために、そこから生じたものがある程度蓄えて、それを修繕とか、また今後の新たな発展のための財源として確保させていただくということを目的として今回の基金をつくらせていただいて、そこに、ためていくというのも変ですけども、そこでうまくやっていきたいという考えが一番あったということでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

分かります。その話は分かりますが、それはそれで必要な部分があるのかもしれないんですけど、ただ、今の今までの市の運営でいうと、都市公園にある親水公園、スポーツ施設の収益だとか、公民館、貸し施設に対する収益だとかは、もらったものは全て一般財源に入れて、ほかに使っていると。一般財源ですから、いろいろと使っているということになっているんですけど、H A S Uパークだけがどうしてそれをやる必要があるのか。これから、垣見鉄工アリーナにしてもそうですけど、修繕は当然していかないかんふうになるのに、なぜH A S Uパークだけが優先的にそういうふうに積み立てられるのかということについてはちょっと疑問がなくなるので、市の運営が変わってこれから施設を建てたら、その施設を建てたところに対して目的基金をつくって、そういうことをやっていくということで今回の目的基金ができたというふうに理解すればいいのか、その辺について見解を教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

全体的な今のほかの指定管理施設とか、いろんな施設のお話ということでは、申し訳ございません、私の立場でちょっとできないというところであれですけども、ただ、今回、H A S Uパーク自体につきましては、そちらから得る収入で、簡単に言うと何とか一般財

源に頼らずにでもやっていきたいという気持ちもありますので、少なくともそういう計画修繕とか今度リニューアルするとかいうための、ある程度、私どもとするとその基金を活用していきたい、そういう気持ちで今回基金のほうの設定のほうをお願いしたところでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

副市長に聞きたいんですけど、今、全体的なことは答えられないということだったので、今後、新しくそういう施設を造る場合は、収益が出る施設であれば、その収益が出る施設に対して積立てをしていくという基金をつくっていく考えになるのか、今までの施設については引き続き一般財源に入れていくのか、そのことについてはどういう運営をしていくのかというのは教えてもらっていいですか。

○副市長（清水栄利子君）

これまでの施設については一般財源での修繕を考えておりますが、新しく建つ施設については、その都度、状況を踏まえて、目的基金をつくるのか否かというところは、全体の財政状況も含めて考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はありますか。

○委員（中村文武君）

じゃあ、議案第45号についてお伺いします。

先ほどH A S Uパークの基金の中で修繕という話で、先行きの不安があるからだとは私は理解しているんですけども、そのときに今現状でどんだけだったら指定管理者が直して、どんだけだったら市が直すというその分岐点みたいなところがあると思うので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○産業振興課長（清水直樹君）

基本的には、指定管理者が修繕を負担します。以上です。

〔発言する者あり〕

失礼しました。金額についての取決めは、今のところは明確な金額についてはございません。以上です。

○委員（中村文武君）

分かりました。

○委員（吉川三津子君）

それでは、順次質問のほうをさせていただきます。

本会議の中で、第1条の準備に必要な財源を確保するためということでPOSレジ等の修理という答弁だったんですけども、今、リニューアルとか整備に使うんだという新たな部長からの答弁が出てきたわけです。指定管理者に8,000万ちょっとぐらいお支払いして、市のほうでいろんな備品とかなんかを用意しているじゃないですか。その維持管理、そして定期的な修理、メンテナンス、そういったものが発生してくると思うんですけど

も、そういったものは大体幾らぐらい発生するのか教えていただきたい。また、それをどのように、この基金を使っていくのか、一般財源から使っていくのか、そういうお話をいただかないと、この基金条例というのが一体何のためなのかよく分からないんですね。だから、そこら辺、今、市が負担すべき費用というのは一体何が出てくるのか、教えていただきたいです。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

市が負担する修繕費につきましては、まずは議会の答弁のほうで申し上げておるように、POSレジ等の機械の大規模な更新に関しては、耐用年数を過ぎたタイミングで実施することを考えております。指定管理者が行う修繕につきましては、基本、指定管理者が行うことを考えております。その中で計画修繕につきましては、市の基金も活用を考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

いまいよく分からないんですけども、POSレジの更新で年数が来たら更新すると。多分、アプリとかなんかの契約年数があつたりとかなんかするのもかもしれないですが、時々いろんなメンテナンスが必要になったり、プリペイドカードを入れたりとか、機能を追加したりとか、いろいろあると思うんですけども、市がこれを所有しているとなると、そういった部分については市の関与になってくるのかなと思うんですが、そこら辺はどのように協議されているのか。POSレジだけなんですか。冷蔵庫とかいろいろ買っているわけなので、そういったものの修理、更新等をどのような計画を立てているのか、教えていただきたいと思います。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

POSレジの委員のおっしゃる考え方と、あと冷蔵庫につきましても同様な更新のほうは整備基金のほうを充てていくことを考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

POSレジというのは、どれが市。今、基金をどういうときに使うのか。あと、一般財源、ふだんの予算の中で、道の駅に対して市の持ち出しは指定管理料以外に何もないということですか。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

指定管理料以外……、あと、すみません、全国道の駅に関する負担金とかがあつてもいいんですけども、そういったものに関しては市が行うんですけども、それ以外には道の駅に関する市からの支出は指定管理料以外ございません。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、ふだんの予算の中には指定管理料以外は出てこない。これから発生した場合は、基金から支出するというのが原則になるという解釈でよろしいですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

指定期間中の経常修繕であつたり計画修繕は指定管理料の中でやっていただきまして、

例えば不可抗力によるものとかがあると思うんですが、そちらについては話合いというか、基金を使うなり、そういうのはしていく予定であります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

本会議の中でも災害時とかいろいろ話が出てきたので、そういったときには一般財源云々という話が出てきたと思うんですけども、先ほどからお話ししているように、指定管理料以外は基金のほうから支出していくということで理解しましたので、よろしかったですね。

それから、あと、本会議の中で新城市がこの基金条例をつくっているんだというお話で、ちょっと私調べたんですけど、出てこなくて、どのような条例なのか。積立現在額と目的は何に、どんな条例なのか、多分、本会議で答弁されたので中身を調べていらっしゃると思いますので、そういった新城市の条例の状況。愛西市と全く同じなら同じでしょうし、同様のをつくっていらっしゃるとおっしゃったので、その辺、どこまで調べていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

新城市に確認したところ、指定管理者からの利益の一定の割合のほうを基金に積んでいるというふうに確認はさせていただきました。

あと、現場の基金の残高も、決算書からちょっと確認をさせていただいたんですけども、そこの中では1,000万近くの残高が確認できております。

○委員（吉川三津子君）

これは、道の駅単独の基金をつくっていらっしゃるということですか。ほかのものも一緒くたにしているような基金ではなかったかと思うんですが、私の調べ間違いならば、また御指摘のほうをいただきたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

吉川委員、さっき調べたら出てこんかったと言ったけど、調べたら出てきたの。

○委員（吉川三津子君）

出てこなかったもんだから、ほかのものと一緒くたになって道の駅が含まれているのか、新城市道の駅単独の基金なのか、そこら辺をちょっときちっと教えていただきたいと思います。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

新城市につきましては、もつくる新城維持管理基金というものが設置してありましたので、あと作手村の、2個、道の駅がありまして、それぞれで基金があると思います。

○委員（吉川三津子君）

あと、もう一点ちょっとお伺いしたいのは、これから第2条で積立金というのを積み立てていかれるということですが、本会議の中で利益額と運用益、合わせて1,000万ぐらいと、年間、そういう御答弁があったんですが、おのおの利益額というのは一体何で幾らぐらい、運用益というは一体何で幾らぐらいなのか、ちょっと教えていただきたいと思い

ます。ちょっと本会議の中で私が理解できなかったので、その点について教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（清水直樹君）

内訳につきましては、都市公園の使用料で約500万、あと道の駅の指定管理者からの納付金で約500万であります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、この基金基本条例の中で、管理方法として、ほかの基金では第2項で、基金に関する現金は必要に応じ、最も確実、有利な有価証券に代えることができるというふうになっているんですが、今回の基金条例にはこの項が含まれておりません。今回、この基金というのは、今、債券については全ての基金を一緒にして有価証券を買ったりしているんですが、この道の駅の基金というのは、ほかのものと違った管理の仕方をしていくということがここで明記されているのかと思うんですが、どのように管理をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（清水直樹君）

この基金につきましては、普通預金や定期預金で運用していくというふうに考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

念のために聞きますけれども、そうすると、今いろんな基金があるものと別個の枠組みとして管理をしていくんだという解釈でいいのか、しつこく聞いて申し訳ないですが、その辺の確認をもう一度させていただきたいと思います。そうしないと、有価証券、預金、今、全部の基金が一緒になっていますので、割合とか、台帳の幾らが有価証券とか、そんな区切りは取っていないわけですので、この基金だけがその項が、第2項がなくなっているわけなので、管理の仕方が市のほうとして別枠として管理されていくという解釈でよろしかったのか、その辺だけ確認をさせていただきたいと思います。

○産業振興課長（清水直樹君）

この基金につきましては、普通預金と定期で運用していくということでありまして。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はないですか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結します。

次に、これより議案第45号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、議案第45号：愛西市道の駅ふれあいの里H A S Uパークの整備基金条例の制定に

ついて、反対の立場で討論いたします。

一番の反対のことについては、他の公共施設については使用料、また収益等について、使用料があれば、その部分については一般財源に入れ、一般財源で様々な業務に生かしているという状況があります。道の駅ふれあいの里H A S Uパークだけが整備基金条例というのをつくって、8,500万円の一般財源の支出をしながら、収益については基金で別でお金に名前を書いてしまうという状況というのは、今までの市の財政運営からいうとどうなんだろうということは考えるところであります。一般財源で出ているならば、一般財源に戻してもらって市民のために使っていくということが、今後の愛西市の発展にとってもいいことになるのではないのでしょうか。そういったことを考えますので、反対であります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

反対討論のほう、議案第45号について反対の立場で討論をさせていただきます。

ほかの施設も、このようなやり方はしておりません。学校問題がこれだけお金不足になっていながら、なぜ道の駅だけ先んじてやるのかという、大変その辺については不信感を持っております。今、愛西市、行革をしていくということですが、利益が出たならば、等しく福祉等にも使っていくべきで、道の駅だけに特化して使うべきではないと考えますので、この基金には反対をいたします。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

では、賛成討論をさせていただきます。

根本的には、生産者が売上げをした収入、これを道の駅限定という形になりますので、先ほど考え方の違いで、施設を借りての収益と物を売っての収益と随分違う考え方で、当然のことながら生産者が生み出した収入を道の駅に使うんだということで基金が制定される。大変長期にわたった計画で基金を積み立てる。これから10年、20年、末永く維持管理をしていただきたいと、こういった考え方の基金でありますので、賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

○委員（中村文武君）

じゃあ、賛成の立場で討論させていただきます。

今回は一応基金に全部収益は織り込むということでございますが、これは長期的には私は変えられると思っています。まず立ち上げることが重要ななと思っていますので、その点が1点、賛成の理由でございます。

もう一つ、賛成するに当たっていろんなことを考えないといけなくて、先ほど質問させていただいた、要は指定管理者との費用基準といえますか、そういうのはどこの指定管理も一般的にあるもので、私がやっていた三重県庁の場合は100万、200万程度でございました。ただ、今こうやって明確な基準でなければ、500万ぐらいの基準を高めを設定、市の支出が少なくなるような基準で指定管理者と明確な基準をしておかないと、必ずもめるということになります。

今、全部、指定管理者が持つということであれば、指定管理者がいずれ、5年ぐらいは多分何にもしなくていいと思いますけれども、必ず直さなくなるというインセンティブが必ず働いてきますので、利益を上げないといけないので、その辺にくぎを刺さないといけないということも一定御意見させていただきたいと思いますし、あとほかの反対議員、いろいろなマイナス面もございましたし、実際この道の駅というのは、私は指定管理料分ぐらいは稼いでほしいなという思いはありますけれども、行政経営という観点からすると、別の効果というのは必ずあるわけで。そこに納めている市民の方々の利益が、農水産物や加工業者がありまして、そこから戻ってくる税金とかもあるので、一般的な民間経営とは違う意味があると思いますので、その辺の波及効果等も明確に出していただく必要が今後はあるのかなというふうなところと、あと道の駅を中心に観光をやっていくんだということで、市民の目に見えない利益、定性的な言葉で言いますが、シビックプライドであるとか、誇りであるとか、そういったところを、この道の駅はどうやって収益を生み出していくところをしっかりと市民に伝えていかないと、この基金の条例プラス、先ほど宮川部長からもございましたけれども、さらなる投資というところもこの基金から使っていきたいということであれば、その辺の説明責任も必ず出てくると思いますので、そういった意見を具現化していただきますように申し添えまして、この基金条例に賛成したいと思います。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採択いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

それでは、順次質問をさせていただきます。

今回のこの乳児通園支援事業について、余裕活用型にしたよということですが、その理由について、まずは教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

今回、余裕型ということでございまして、今の定員の枠で、その枠の中でやれるということで、今回、愛西市としましては余裕型を選択させていただきました。以上です。

○委員（吉川三津子君）

定員の枠でできるからということですが、一時保育も佐織と佐屋北でやられるという……。

〔「佐屋中央」の声あり〕

佐屋中央、ごめんなさい。佐屋中央でやられるということですが、定員は割れているのは分かりますが、その人数、一時保育と、この余裕活用型の人数、合わせてどれぐらいの定員を見込んでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

誰でも通園制度につきましては、各園3人ずつ定員を見込んでおります。それで、一時預かりについては、余裕があったときに預からせていただくということでございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、優先的に余裕活用型を3人ずつ取って、残りはどれぐらいになるんですか、一時預かりは。

○子育て支援課長（前野輝次君）

その日によりまして保育士の配置も変わりますので、その日その日で空いていれば受けさせていただくということでございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

今でさえその日その日だもんだから、その日保育士さんはお休みが多いと使えないんだという苦情を私はたくさんいただくわけですよ。申し込んだら、この日は土曜日で保育士さんの雇用が少ないから使えませんか、そんな状況になっていて、この状況で3人の枠を確保したならば、ますますこの一時預かりというのはやってない同然になっていってしまうのではないかなと思うんですが、その点、一時預かりとこの余裕活用の違い、一緒であるならばあれですけれども、その辺、違いについてちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

一時預かりは、委員御承知だと思いますけど、保護者のために預かるという考え方でございまして、一方、こども誰でも通園制度につきましては、成長のために子供さんが通うという考え方でございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうなる、乳児等通園支援のほうが優先されて、枠がないと一時保育はしませんよという解釈でよいのか。そうすると、一時保育の枠はなくなってしまう日もあるという判断でしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

その可能性もございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

今回、公設のところで行われるということで意向調査のほうをされたということが答弁であったわけなんです、民設のほうも赤字が出ては困るわけなので、意向調査のときに、金額とか、条件とか、手続方法とか、そういったものはどのようにお示しになって意向調査をされたのか、お伺いをいたします。

○子育て支援課長（前野輝次君）

文書によりその辺の内容を示させていただいて、意向調査を行いました。

○委員（吉川三津子君）

その内容というのは、金額、条件というものはどのようなものをお示しになったんでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

令和7年度の単価をお示しいたしました。

○委員（吉川三津子君）

単価とは一体何ので、1日何時間預かると幾らの収益になりますよとか、保育士はどのように配置してくださいとか多分条件もあったかと思うんですが、その辺はどうですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

あくまで令和7年度の単価でございますが、例えば0歳児をお預かりした場合、1時間1,300円というのが委託料に出ています。以上でございます。

○委員（吉川三津子君）

これは、1時間1,300円となると、保育士さんの給与よりめっちゃくちゃ安いわけですが、この1,300円の根拠とはどういったものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

この1,300円と申しますのは、国の基準というか国の示された単価でございますので、ちょっと中身については、すみません、承知しておりません。以上です。

○委員（吉川三津子君）

調査するときに、民間の保育士の給与というのは大体つかんでいらっしゃると思うんですが、市としての上乗せ云々ということも考えずに、国が1,300円というのを出しているからそれで出されたのか、ちょっともう一度教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

市からの上乗せの予定はございません。以上です。

○委員（吉川三津子君）

上乘せの協議もせずに、国のほうの数字を出したということがよく分かりました。

次にですが、余裕活用型となると、常に保育士を確保しておかなければいけないということになるんですが、今後、定員いっぱいの保育士をこの2園では確保していくという運営の仕方によって変わっていくのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

なかなか保育士の確保が難しいものですから一概に言えませんが、できるだけ保育士を確保して定員を増やしていきたいと思っています。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、園の定員がありますよね。それに、定員いっぱいの保育士はまだ確保する見込みはないけれども、確保していく方針だということによろしいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

定員全部、その分を全部保育士をとすることは難しいかと思いますが、なるべく保育士を増やしていきたいと思っています。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、保育士が確保できないときはお断りがあるかもしれないという判断でいいのか。それから、あと、乳幼児のこの通園支援の申込みが使う前の何時ぐらい前にしか駄目だよとか、一時保育とかなんかは急な預かりにも対応していくということになっていると思うんですけども、そこら辺はどんな方針なのか、お伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

まず、申込みにつきましてですが、事前に申請をしていただきます。そして、市が審査をいたしまして認定させていただいて、その後、保育園と面談をしていただきます。面談をしていただいた後に予約をしていただいで使用していただくという順番でございます。

○委員（吉川三津子君）

最初の1回目の利用については、こういった手続を踏むんですけども、2回目以降については予約というのが簡単にできるようになっていくと思うんですが、それは何日前とか、そういった協議はされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

その辺りは、今後検討していきたいと思っています。以上です。

○委員（中村文武君）

2点質問させていただきたいと思います。

これはそもそも国の制度でございますので、誰でも通園できるという理想があって、国の制度として恐らく余裕型じゃないパターンがちょっと市としては不合理なので、この制度にしましたというストーリーがあるのかなと思ったので、その辺の経緯を聞きたいのと、あと保育士さんは、市役所の中というか、市の職員として佐織、佐屋、それから発達支援センター、そしてこの市の庁舎の中にもいらっしゃると私は思っていますので、その辺、人数が足らなかったときは融通を利かせるという判断があってもいいのかなと思いますが、

その辺の検討状況をお願いします。

以上2点です。

○子育て支援課長（前野輝次君）

一般型といいますのは、別にクラスを設けるといふか、誰でも通園制度、別に設けるといふのが一般型でございまして、余裕型は、今の定員の中で定員を増やさずに見るといふ感じが余裕型でございまして。

それと、保育士が保育園以外に、例えば本庁舎にいたりとか、そういうことでございまして、そちらになりますと人事の担当になりますので、その日はというのは、私から申し上げることは難しいと思います。以上です。

○委員（中村文武君）

2点補足でちょっと聞きたいんですけれども、一般型にする場合、要は国からの補助金が例えば保育士分満額出るんであれば、そこで枠を設けておいたほうが多分市民にとってはいいのかなというふうに思うんです。そうじゃなくて余裕型にしたのは、補助金が少ないとか、国からの手当が少ないとか、多分国の制度に問題があるというふうに僕は推測するんですけど、その辺があるかないかということと、あと人事だからという話は、誰か答弁をお願いします。

○副市長（清水栄利子君）

人事の部分ですが、市の職員の保育士さんの場合は、発達支援センター、児童館、それからこども家庭センター等に配置をしておりますが、それぞれ役割がございまして、余裕型の部分で配置をプラスするということはちょっと今現状では難しいということです。なので、もしやるとすれば、やはり雇い上げ等で対応していく必要がありますが、今はなかなかマンパワーの確保というのは難しい現状がありますので、状況に応じてまたその辺も考えていく必要がなると思います。以上でございます。

○子育て支援課長（前野輝次君）

補助金の件でございまして、一般型でも余裕型でも同額でございまして。以上です。

○委員（吉川三津子君）

これは多分、乳児等の通園支援というのは母子通園も含まれていると思うんですが、この余裕活用型の中で母子通園というのはいかにされていくのか、できるのかできないのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○子育て支援課長（前野輝次君）

母子通園というのは、一緒に子供……。基本的には子供さんだけなんですけど、多分、最初にゼロ歳児の子とかが来ても、ずっと泣いちゃうと思うんで、基本的には子供さんだけだと思っております。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑ありませんか。

○委員（原 裕司君）

第3条の条例の内容の6番のところで、先ほど余裕活用型、乳児の関係でいろいろと質問があったと思うんですけども、この余裕という解釈ですね。これをちょっと確認させていただきたいんですが、面積的に余裕があるので、あるいは定員的に、定員が満床の場合は利用できない、あるいはその日のときにお休みをしたので定員が空きましたからというような状況、いろんなパターンがあるかと思いますが、その辺の内容的なものを少し教えていただきたいんです。職員の配置は分かりましたので、当然、定数に対して職員は配置してあるという前提で私は物事を言っておりますので。

○子育て支援課長（前野輝次君）

面積の要件もありますし、配置基準もございます。その定員の中で行っていくということが余裕型でございます。以上です。

○委員（原 裕司君）

要するに定数が決まっているので、欠員があったときに対してという認識でよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

欠員があったというわけじゃなくて、その誰でも通園制度の枠を事前に設けておくという感じでございます。以上です。

○委員（原 裕司君）

先ほど3名というお話がありましたが、じゃあ定数、1クラスというか、10名であれば13名までオーケーだよという認識でいいんですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

例えば定員が10だったら、そのうち3を誰でも通園制度の枠、7が一般という感じでございます。

○委員（原 裕司君）

分かりました。

○委員（河合克平君）

今回、職員についての規定があって、規定だと半数以上を保育士とするという規定があるんですけど、そうすると保育士じゃない人もそのカウントに入れられるということになるのかなというふうに思ったんですが、その辺はこの余裕型についてはどういう活用をしていくのか、教えてもらっていいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

今回、公立で行いますので、全て保育士免許を持っている者が対応させていただきます。以上です。

○委員（河合克平君）

今回、公立で行うということをおっしゃっているので、一般、民間がやると言わないから公立でやっていくんだということなんですけど、これは民間でやり始めたときも同じように、保育士は半数以上ではなくて全てお願いしますねという方向で市は考えているのか

どうか。条例で書いてあるから半数でもいいよという話になるのか、その辺を教えてもらえますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

条例ではそのように書いてありますけど、できましたら保育士さんでやっていただいたほうがいいかと思っています。以上です。

○委員（河合克平君）

これは国基準でつくられた条例だと思いますんで、国基準はそういう基準で緩くしてあるんですけども、国基準はそうだけれども、愛西市として条例としてはやっぱり全て保育士さんへということの条例であってもよかったかなと思うんですけど、国基準よりも上乘せした部分というのは、愛西市は基本的にないということでもいいでしょうか。

○子育て支援課課長補佐（野田光昭君）

基本的に今回の条例は国基準に準拠してはおりますけど、1点、面積要件で、0歳児で国基準ですと1.65平米ですけども、こちらを、これは近隣市町も合わせたことになるんですけども、3.3平米で愛西市は基準を設けておりますので、国基準よりも面積要件、0歳児に関しては1つ段階を上にしております。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

3.3平米ということは、倍の広さがあるということだから、余裕があるということなのかな。余裕を持った保育ができるということで、これはいいほうの基準としてあるということでもいいですね。そういうことですね。

○子育て支援課課長補佐（野田光昭君）

そのとおりです。

○委員（河合克平君）

分かりました。

今、先ほど課長から成長のために通うんだということをおっしゃっていらっしゃったんですが、成長のために通うということ一時預かりとは違うんだというふうにおっしゃっていらっしゃったんですが、この成長のために使う、通うということ具体的この条例でどう決められているのか、どう運用していくのか、それについて教えてもらっていいです。

○子育て支援課課長補佐（野田光昭君）

この乳児等通園支援制度ですけども、先ほどの一時預かりとの違いにもつながるんですけども、一時預かりが親のための、親目線で一時預けるための制度に対して、この乳児等通園支援制度はあくまで子供目線で、子供が社会に少しでも小さい頃から慣れるようにという目線での制度となっております。

先ほど、ちょっと訂正にもなるんですけども、親子通園に関しましては、初回は通園が可能ですけども、なるべく子供が社会に慣れるように、親子通園を長く続かせないよ

うにというのが国のほうが示されておるとおり、あくまで子供目線ですので、これが今後、保育所に通っていない子供たちも気軽に社会に通用できるような、そういった保育が期待できるのではないかとこのように考えております。以上です。

○委員（中村文武君）

じゃあ1点だけ再質問で、結局、一般型と余裕型で補助金が変わらないのであれば、一般型のほうが市民は楽かなとは思ったんですけども、定員枠もあるわけですし。そこで一般型を選ばなかった理由がほかにあるのかなと思っているので、お伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

一般型ですと、その分、保育士を増員しないといけないというところがデメリットでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございませんか。

○委員（吉川三津子君）

ちょっと最後にお聞きしたいんですが、一時保育と今回の乳幼児通園支援事業と考え方の違いは分かりました。でも、実際預かったときというのは、同じ扱い、同じお部屋で、今の園の教室の中に入るということで、実態としては子供たちは同じ扱いとなると理解してよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

おっしゃるとおり、在園児と一緒に保育ということになります。ただ、一時預かりにつきましては、1日幾ら、誰でも通園制度は1時間幾らということでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にはございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第46号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

市の中では余裕型を使うと、なので公立保育園を使うということでお話がありました。基本的に保育士が全て行うということもありました。しかし、条例の中では保育士は半分でいいよと、以上にしてくださいという内容が残っていたり、条例としてつくるのであれば、しっかりと市の一時預かりに対する考え方というのが条例に生かされるべきであって、たまたま国基準以上については面積基準で行いましたというふうな話がありますけれども、

そのほかの基準でも、やはり市の考え方をしっかりと条例に反映させていくべきだというふうに考えます。そういった点では、国基準のままで条例化されたということについては非常に問題があるというふうに考え、反対とさせていただきます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

大変迷いましたが、議案第46号について、反対の立場で討論いたします。

先ほどから聞いておりますと、この一時保育との趣旨というものは違うんですが、実際、現場では子供たちは同じように扱われる。家庭背景が違っていながらも、同じように扱われる。そして、一時保育についても、これをするによって今まで使えた人が使えなくなる、そんなことも明らかになりました。国基準の条例ではありますが、市の状況をしっかり盛り込んで、子育て中の方々が困らないような市独自の条項等を増やしていかなければちゃんとした福祉が実現できないと思いますので、反対をいたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（中村文武君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

今、いろいろ反対や質問を聞かせていただきまして、まず1点、これは国の制度で誰でもということ、一定前に向く制度でございまして、今までリフレッシュとしか、そういう理由のある方しか一時預かりはできなかったのが、本当にどんな理由であっても誰でもということ、広がっていくところに一定の大きな意味があるぞということ、これは反対していると預けられなかった人が預けられなくなったままなので、やっぱり一歩前へ進むということが1点大事だなというところを強調したいかなというふうに思います。

先ほど、まだちょっと疑問点が残っているのは、一般型と余裕型で、保育士不足で、それが理由で一般型へ行けないというようなお話もありましたけれども、あとはその具体的にどうやって解決していくか。僕は、対決より解決とかと言っておりますけれども、それと一緒に、保育士を市内で融通するというのはできなくはないですね。福祉の現状、マンパワーがありますので無理と言いますが、これはできなくはないことなので、そこを1日だけ仕事を誰かで配分して組織的にこれはできることなので、横の連携としてこういう具体策でより市民の方々が広く受け入れられるような解決方法があると思いますので、保育士不足ということで本当に雇いたくても人が来ないという現状もあるのも私は把握していますから、そういったことも含めて今後どうやって市民の方々がより多く、これはやってみない分かんないので、何人来るかとかも全く読めないんで、余裕型を選んだのは何となくは分かりますので、その辺、その先も考えながら走っていただくよう、私の期待、希望も込めまして、賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○委員（原 裕司君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、市が余裕型を採用するという形で、本来、今のこういった制度を使うという形にはやっぱり家庭それぞれのニーズが当然入ってくるわけで、ゼロ歳児からも1年間預けるよというような家庭もあれば、まだまだ家庭で子育てをしたいという方もおられます。そんな中で、やはり子育て不安等が出てくるというような中で余裕型が採用されたということは大変有意義なことなので、賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取ります。再開は10時40分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして審査を続けます。

次に、議案第52号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

ちょっとすみません、委員の方に1つお願いで、質問をなるべく、してくれるのは質問をしてくれればいいんですけれども、端的に分かりやすく、自己の御意見も述べてもいいんですけれども、そっちばっかが長くなっちゃうと、どうしてもあとの時間のこともありますから、できれば質問を多くしてください。お願いいたします。

〔「質問を多く」の声あり〕

質問は端的に、自己の意見を述べて、質問をいつするのか、何の質問をするのかというところが分かりづらくなるので、なるべく端的な質問でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔「分かりやすくね」の声あり〕

質問はしていただければいいですよ。ただ、ずれた場合は途中で止めさせてもらうこともありますから、その議案についての質問でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員（河合克平君）

では、滞納について確認しますが、令和5年、令和6年、令和7年とほぼ横ばいだよについての話はありませんが、金額は幾らなのか、また件数は何件なのか、教えてもらっていいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

5年度の調定額、現年度分全体で12億8,837万682円に対しまして、収入済額が11億3,496万4,393円ということで……、ごめんなさい、失礼いたしました。今、全体を申し上げておりました。

改めましてすみません。現年度分11億2,885万3,400円に対しまして、収入10億9,335万3,071円ということで96.37%、6年度につきましては、現年度調定額12億4,138万8,600円に対しまして11億9,742万1,891円ということで、収納率96.35%となっております。こちらにつきましては、それぞれ還付未済金が調整してございます。

7年度につきましては、まだ年度の途中ではございますが、10月末の6年度の国民健康保険税調定額12億4,301万6,900円に対しまして、収入済額が6億3,712万9,690円、率にいたしまして51.3%。同じく7年度が、調定額13億3,835万6,200円に対しまして、収入済額が6億7,912万8,430円ということで収納率50.7%となっております。

滞納の件数のお尋ねでございますが、すみません、滞納の人数につきましては、申し訳ございません、ちょっと今手持ちにはございません。以上でございます。

○委員（河合克平君）

率は変わらないんだけど、金額自体が増えているのかどうか、滞納者の数が増えているかどうかということがやっぱり知りたいので、滞納についても人数は教えてもらえませんか。

○委員長（馬淵紀明君）

答弁できますか。できないの。

○保険年金課長（後藤真治君）

申し訳ございません。ちょっと滞納の件数について、6年度のものは手持ちがございませぬが、比較する5年度がございませぬので、申し訳ございません。

○委員長（馬淵紀明君）

6年だけでいいですか。6年度だけ答えてください。

○保険年金課長（後藤真治君）

6年度、滞納繰越しの引継ぎのときでございますが、6年度の年平均世帯7,127世帯のうち、世帯数といたしまして491世帯の方に滞納がございました。

○委員（河合克平君）

滞納の件数でいうと491世帯、6%、そうだね。ただ、これだけの人が滞納していて、滞納相談をしていくということもおっしゃっていらっしゃったんですが、議会のときにね。この滞納相談というのはどういうことをしていくのか。491件ある滞納について、例えば6年度で滞納についてどう解消していくのか、どう相談に乗っていくのか、これは

どこが相談に乗っていくのか、教えてもらっていいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

滞納の方につきましては、現年の方につきましては私どもの保険年金課のほうでも督促状であるとか、そういった対応をいたしますが、基本的には滞納が続いている方につきましては収納課のほうで他の税と併せてそれぞれ対応させていただき、また生活の困窮の中で払えないという御相談があった場合も保険年金課と収納課担当、それぞれ併せまして納税の御相談にそれぞれの状況に応じて乗らせていただいております。以上です。

○委員（河合克平君）

負担が増えた部分についていうと、9回で分けて分割をして払っている人たちに対して、1割、2割とプラスされて生活費に食い込むのが余計にあるんで、なかなか解消されないような金額になってくるんじゃないかと思うんですけど、どう解消をしていっているのか。払えないよと認められたものについては、法定処分とか法定で滞納については処分をしていっているのか、その考え方を教えていただいていいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

国民健康保険税でなくて他の税でも同じかとは思いますが、払える資産があるにもかかわらず払ってない方については、資産調査の上での差押えだとか、そういったことも当然発生することかと思えます。また、実際そういう資産がない方につきましては、税の執行停止であるとか、そういった形での対応、それぞれの状況に応じての対応ということになってきます。以上でございます。

○委員（河合克平君）

分かりました。

資産のある人の資産の差押えは、例えば生命保険だとか、そういうものも含めて資産調査をして差押えをしているということでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

給与のある方は給与収入、あるいは年金の方であれば年金の収入、それから預貯金の状況、そういったものの調査の上での対応ということになります。以上でございます。

○委員（河合克平君）

分かりました。

さっき分割して払うというか相談に乗っていくということなんで、分割すると翌年に回ってしまう部分もある人もいると思うんですけど、そういう場合はどういう相談をしていくんですかね。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員、改正についてのところの質問を、その滞納者……。

○委員（河合克平君）

改正が高いので、そういうふうに分割していくという相談もだけど、本会議ではちゃん

とそれは相談をしていくよという話があったので、じゃあ同じ相談をしていくんですかという話をしているんで、教えてもらっていいですか。

○委員長（馬淵紀明君）

最初のところは、滞納者数とかどういうことかということで、今は改正のところ、こういう改正についてのことの質問をしてほしいんですけども、滞納者の状況とか、今、そちらの話になっていっているのかなという。

○委員（河合克平君）

その話、やるなら幾らでもやるけど。

高い負担が多いから滞納が増えていく、また滞納の状況というのは分からないかを聞いているし、滞納が多くなれば多くなるほど収納が減っていくわけで、そういう場合については相談をすると。じゃあ、どういう相談をしているのかということについて聞いていることについて、もともと高くなければ滞納も出ないのかなというふうに思うんですけど。条例として、負担を大きくするというそういう条例が出ているわけだから、逆に市民の負担がどう減って、市民はその負担をどう負担していくのかとか、分割していくのかということについてしっかりと確認をした上でないと条例として成立させることができないというふうに考えますんで、そういったことでは答えてほしいというふうに質問をしています。

○委員長（馬淵紀明君）

ですから、今まではその質問をされたから、それでそのぐらいにさせていただきたい。だから、過去のことを、決算でもないですから、状況を把握して、安定的な財政運営の確保のために、市としてのこの条例改正にして安定財源ということで確保、こういう改正の条例を出されていると思うんですね。だから、そこについての質問をしてほしいという。

○委員（河合克平君）

安定財源をつくるために値上げをされるということですけども、滞納が増えたことによって安定財源が続いていかないということにもつながると思いますので、そういった点では、滞納はその年度内に全部払ってもらおうということを基準にして相談をしているんでしょうか。お願いします。

○保険年金課長（後藤真治君）

この滞納分につきましては、先ほど委員言われました分割も含めまして、原則は現年度内ということが原則でございます。ただ、そういった原則どおりにいかない方も当然多々ございますので、そういった方については個別での御相談ということ、また生活の困窮ということになってくれば、先ほども言いました執行停止だとか、そのまま時効というような方も発生し得ることかと考えております。以上でございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

他にございませんので、質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第52号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第52号の愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

600万の4人家族の人が、17万円も値上げをされるということもありました。9回に支払いをすると、1回の支払いで2万円も増えるという状況ですね。600万円の人でいうと、本当に生活がしていけるかということ、また4人家族でどうなんだということもあります。払えなければ払えないで資産があれば差し押さえていくというお話もありましたが、結局、資産がなければ差し押さえることもできずに法定で免除していくということになって、上げれば上げるほど払えない人が増えて収入が減っていくという状況が本当に続いていくんじゃないかというふうに考えます。

そういった点では、上げるという選択ではなくて、それを上げない選択に変えて、市がどれだけそこに対して負担が軽減できるのか。また、県が今統一してやっていますので、県に対してどれだけ負担をしてもらおうのかということのを要望していくのか。そういうことをしっかりと行っていく中で、やはり市民の負担、保険者の負担というものを減らしていくべきだというふうに考えますので、毎年毎年10%ずつ上げて令和10年には50%上がるんですよね。そういったとんでもない金額については、負担増については許すことができませんので、反対とさせていただきます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

議案第52号について、反対の立場で討論いたします。

私自身も、この国保制度というのは破綻していると思っております。そういった意味で、市町村でどうにかできるような問題ではなくなってきているのが現状であろうと思っております。そういった面で、国に警鐘を鳴らすべきという立場から、反対をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

○保険年金課長（後藤真治君）

失礼いたします。先ほど私の答弁の中で、年度の途中の収納の状況を申し上げましたが、10月末と申し上げましたが、11月末の状況を説明させていただきましたので、訂正させていただきます。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしかったですか、河合委員。

いいですね。

○委員（河合克平君）

それで討論は変わりませんので。

○委員長（馬淵紀明君）

分かりました。

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

それでは、52号に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも国保の運営というのは大変厳しくなっております。令和10年度までに県の水準に合わせるんだということで激変緩和の措置を取り、毎年毎年、微量な形で進めていくという形になります。持続可能な国保運営するに当たって、今現在、一般財源からのお借りしている部分もあるわけでありますので、そういった面からすると、一般財源、社会保険等に加入されている人の税金を投入しているというような状況になります。受益者負担という基本的な部分もありますので、今回の改正については安定的な国保運営をするんだという改正ですので、賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成討論ありますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第53号：愛西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、この条例に対する影響はと確認をしたんですが、本市にはそういった児童はいませんよという話もありましたが、条例をつくる上で条例の内容についての確認ですが、この健康診断を受けるか受けないかということについては、いつ受けて、それは継続しないといけないものなのか、そもそもそのことについて確認させてください。

○子育て支援課長（前野輝次君）

愛西市の保健センターでは、4か月、1歳6か月、3歳で健康診査を行っておりますが、それを受けていれば、一部、全部を免除できるということでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

4か月、1歳6か月、3か月ということになると、1年じゃない部分もあるよね。1年以上の場合もあるけれども、それについては1年に満たない、また1年以上になった分については児童の保護者に行ってきてくださいねということを行うということですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

家庭的保育事業のときに入園する際に、その前に例えば4か月のときに健診を受けていればオーケーとか、1歳6か月のときに受けていればオーケーということでございます。

○委員（河合克平君）

入園するときだけでいいということですね。預けているときに、1年たったからやるといわけではないんですね。

○子育て支援課長（前野輝次君）

入園する際というふうに把握しております。以上です。

○委員（河合克平君）

そうすると、児童と保護者に対して、今までは入園しているときにしていたけれどもということで、負担が多少軽減されるという内容になるということですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

そのとおりでございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終結いたします。
次に、これより議案第53号に対する討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
次に、議案第53号を採決いたします。
議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

まず、多子世帯についての確認で、保育園に通園してお兄ちゃん、お姉ちゃんのおる妹が、例えば弟が2人おれば半額とか、3人目だと、ということは、保育園に通園していればということだということで本会議からあったんだけど、例えば子供が3人おって、上の子は小学校になって、下の子だけが3人目が保育園に入るという場合は、全くそういう軽減措置はないということでもいいでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

まず、保育園、例えば認定こども園に同時に入所している場合、同じ時期に入園している場合は、入園の2人目から、2人目は半額、3人目は無料でございます。それとは別に、お兄ちゃんとかお姉さんが大きい場合、例えば保育料の階層が第3階層と4の1階層であれば、第2子は半額、第3子は無料でございます。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

じゃあ、お兄ちゃんやお姉ちゃんが既に卒園して3番目の子だけがいった場合は、通常の料金になるということでもいいでしょうか。その階層の4の1以上の部分については、そういうことでもいいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

その階層以外の方は、無料ではございませんね。はい、そうです。

○委員（河合克平君）

軽減はないということでもいいですか、それ以外の方。

○子育て支援課長（前野輝次君）

例えば障害とか母子の方は別でまたありますけど、普通、健常児の方はありません。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

決算のときにも明らかになったんですが、今でも未収入というのか支払ってもらえないのが何百万とあるということが決算のときに分かったんですが、今回の値上げによって、それがよりまた多くなるんじゃないかというふうに考えるんですが、この未収対策というのはどのように考えているのか、教えてください。

○子育て支援課長（前野輝次君）

今年度から電話催告をさせていただいております。引き続き電話催告、あと文書の催告

を行っていきたいと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

税であれば、滞納ということで滞納処分を行っていくということで差押え等が考えられる行為としてあるんですが、保育料についてはそういった滞納処分をして差押えを行ったりということは考えていないということでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

現状考えておりません。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

保育料の場合は3年で時効というか放棄されるということになるかと思うんですが、3年を経過すると、催促、催告をしているけれども、払ってもらえなければそのまま滞納が免除されるというような形、免除というとおかしいけど、それは徴収権がなくなるということになっていくということでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

現在、5年で時効になりますけど。以上でございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はありませんか。

○委員（吉川三津子君）

それでは、議案54号について質問のほうをさせていただきたいと思います。

本会議の中で、平成27年の物価から15%アップしたんだよということと、それから施設型給付金が増えているから負担をしてほしいんだという、そんな答弁がありました。じゃあ、この施設型給付金というのは、平成30年から、公立、私立、幾らだったのか、今年度は幾らになっているのか、どれだけ金額的に増えているのか、教えてほしいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

施設型給付におきましては、令和6年度の決算で17億円、令和5年度の決算で15億円でございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

でも、17億円と15億円とおっしゃるんですけども、公立の場合は交付税措置がされるじゃないですか。そうすると、その分というのは少なくなるわけなので、実質的にどうなんでしょう。

○子育て支援課長（前野輝次君）

市の持ち出しでございますが、令和5年度に限りまして4億2,000万、令和6年度4億5,000万程度でございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

平成30年以降、据置きなんだということですが、平成30年と比べてどれだけ給付費が、市の負担が増えているのか、教えていただいてもいいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

申し訳ございません、平成30年度からの資料は今持ち合わせておりません。以上です。

○委員（吉川三津子君）

私がなぜそれを聞くかという、15%アップで、今回、金額的に公立で820万、民間で390万……、違った。後で、ごめんなさい、教えてください。それなりに影響額が出ているよということですが、じゃあこちらの施設型給付金でどれぐらいの影響が出ていて、それを埋めるために幾ら充てるんだということでない、これが妥当な金額かどうかというのが判断できないじゃないですか。じゃあ、施設型給付金はこれぐらい値上がっている、そのうちの幾ら幾らを値上げで賄いたいんだという説明がないと、これは本会議の答弁ではとても不十分かなと思ったので、その根拠についてお伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

施設型給付の公定価格につきましては、平成27年度から大体21%上がっております。それで、先ほど言いました施設型給付の歳出の減でございますが、本会議でも申し上げましたが、390万円ほど支出が減るということでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

○委員（吉川三津子君）

ちょっと私、よく分からなくて、支出が減るんだよということは分かるんですが、今回の値上げの金額が妥当かどうかという判断をする上で、施設給付金がどれだけ増えたから、その分を今回の負担増の幾ら幾らで賄うんだ、だから幾ら給付金が上がったから、その分の幾ら分を値上げ分で賄うんだという説明が欲しいんです。

○子育て支援課長（前野輝次君）

先ほど言いましたように、令和5年度が市の持ち出しが4億2,000万、令和6年度が4億5,000万で大体3,000万ぐらい増えております。今回、保育料を上げさせていただいて10月1日現在の人数で計算しますと、約800万円ぐらい保育料が増えます。それで、先ほど言いました施設型給付の支出が減るのが390万ほどでございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

あと、本会議の中で低所得者負担は継続して手当てをしていくんだということをおっしゃったわけなんですけれども、どのような方に、どのような軽減措置が継続されるのか、そこを教えてくださいたいです。

○子育て支援課長（前野輝次君）

先ほど申し上げましたように、多子世帯の方で保育料の階層が第3階層、第4の1階層の方につきましては、第2子から半額、第3子から無料の軽減を引き続き行ってまいります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

同じような内容の質問なので、よろしいですか、吉川さん。

他にございますか。

[挙手する者なし]

○健康子ども部長（人見英樹君）

すみません、1点補足させていただきます。

先ほどの河合委員の多子世帯のところの軽減なんですけど、5階層、6階層については、保育園に同時入所じゃなくても、第2子以降であれば今2分の1の軽減をしておりますので、これだけ補足させていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

他によろしかったですね。

[挙手する者なし]

では、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第54号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第54号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

市の負担390万円増えるということですが、保育料が800万円増えるということなので、市民に対する負担は800万円だけれども、トータルとして市としては市民の負担増が税金の負担も含めて考えると1,000万ほど負担増が増えるんだなということは分かりましたが、今回、子ども・子育てを支援していかないかんということで今度の第3次の計画にも案として載っていますが、子育てしやすいまちということで載っているわけなので、そういった点では今まで以上に子育てに対する負担軽減を行っていくならまだしも、負担増になるという内容のこの条例については反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に反対討論はありますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○副委員長（竹村仁司君）

議案第55号についてちょっと質問をさせていただきます。

精神障害者医療費支給条例は、他の制度、例えば自立支援医療、精神通院医療であるとか障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などと重なり合いながら補完的に機能しているのではないかと考えますが、まず制度の説明をお願いします。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の改正いたします愛西市精神障害者医療費支給制度は、他の子ども医療、精神、母子・父子家庭医療、障害者医療などと同じ福祉医療制度の中の一つでございます。精神障害をお持ちの方の医療費の自己負担分を支給する制度で、実質の窓口負担を愛西市が負担するものでございます。

その対象となりますのが、次の3つの要件、いずれかに該当する方となります。1つ目は、障害等級1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ県の自立支援医療受給者証の交付を受けている方、2つ目は、病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている方、最後の3つ目は、自立支援医療受給者証の交付を受けている方です。

このうちの2つ目の病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている方については、県補助もありませんし、市独自の要件であり、近隣市にはない要件であったため、今回の条例改正により支給要件を見直すことといたしました。以上でございます。

○副委員長（竹村仁司君）

今回のこの改正でどのように変わるのか、受給対象者外となる方は今後どのようになるのか、教えてください。

○保険年金課長（後藤真治君）

現在、受給者証をお持ちの方は、1年の有効期限でございますが、有効期限までは対象となり、今後、令和8年4月以降、新規で精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちでない方で精神疾患による入院治療を受ける方は、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を取得していただくことを勧めてまいります。

また、今後は病院等関係機関には制度変更の周知をしてまいります。生活に困った方がお見えになれば、生活困窮、障害者相談支援事業等につないで、切れ目のない支援を行ってまいります。以上でございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

○委員（中村文武君）

それでは、議案55号に対して質問をさせていただきます。

竹村委員のである程度分かったのですけれども、ちょっと分からないところがありまして、対象者が何名になるかなというところと、あと実際手帳を持たずに入院すると言うけれども、結構重度な方だと思うので手帳は取れるんじゃないかなと思うんですけど、その手帳を取ること自体に何か、障害があるから取らないのか、それとも取れないのか、また手帳を持ったらほかの制度の支給対象になるのかというところを教えてください。よろしくをお願いします。

○保険年金課長（後藤真治君）

まず、1点目でございますが、対象者でございます。

この制度対象者、令和7年11月末現在の受給者数が8人でございます。また、今回の改正する条例の要件を参照しております後期高齢者福祉医療の対象の方が12人でございます。

また、委員おっしゃられるとおり、精神で入院ということでございますので、軽い症状ではないと考えられます。手帳を申請されますと、何らかの級は出る方が多いかと思えます。ただ、それぞれの方の状況もございますので、実際に必ずしも全員が1・2級を取れるとは断言はできない状況かと考えております。

また、手帳を取っていただきますと、保険年金課ではなくて社会福祉課のほうの関係になるかとは存じますが、手当等あるということ聞いておりますので、実際取れる方であれば、ちょっと精神の手帳は嫌だということではなく、精神の手帳を取った上でそういった給付も受けていただく。また、手帳1・2級になれば、今回の福祉医療の制度の中でも愛知県のほうの福祉医療の対象者になりますので、市の持ち出しに対して2分の1は負担していただけることになりますので、そういった方向で御案内していきたいと考えております。以上でございます。

○委員（石崎誠子君）

すみません。今、対象外になる方は手帳を申請してということで、全員が手帳が取れるか分からないというようなお話だったんですが、じゃあ手帳を持っている3級の方は対象外になるということよろしいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の改正では、今まで手帳等関係なくということで、入院されればということでしたが、今後は3級というのは今回の福祉医療の対象ではございませんので、3級の方は対象外となります。

○委員（石崎誠子君）

今回、じゃあ3級が対象にならなくなるという、何かそこで検討はされましたか。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回この制度、近隣と、県の基準であるだとか、他市との比較の中で研究いたしまして

検討いたしまして行いました。その中で、3級の方を改めて対象にするというようなことにはなりませんので、お願いいたします。以上でございます。

○委員（石崎誠子君）

じゃあ、他社との比較をされたということなんですが、この3級が対象になっている市町村はあるのか。あと、同じような制度を持っている他の自治体はどれぐらいあるのかというのも教えていただけますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

近隣では、津島市、あま市、稲沢市等、近隣の市ではこういった制度はない状態でございます。弥富市につきましては、愛西市のような窓口負担でということではなく、後からの償還払いという形での口座等での振込ということで対応しているということで聞いております。以上でございます。

○委員（石崎誠子君）

県内ではどうでしょう。

○保険年金課長（後藤真治君）

県内で委員のおっしゃられます3級の保持の方に対して入院費用を負担している市町村は、54市町村中8市町でございます。また、全額ではないですが、2分の1という支給のところも2つほどございます。以上でございます。

○委員（石崎誠子君）

じゃあ、本会議でもあったかもしれませんが、じゃあ対象外になった方、1人当たり幾らぐらいの負担になるのかというのを教えていただいてもいいでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回、上げております改正条例の対象者につきましては、6年度の実績で割り返しますと、受給者1人当たりで31万9,430円、またこの条例改正に伴いまして影響を受ける後期高齢者の福祉医療の方につきましても、受給者1人当たり年間平均支給額で30万3,133円の影響と試算されました。

○委員（石崎誠子君）

じゃあ、その受給者証が一番直近で切れるのはいつですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

この条例改正が通りますと、今年度最初の4月に申請された方の有効期限1年が令和8年4月末に切れますので、この方々が最初に影響を受ける方となります。

○委員（石崎誠子君）

4月というと、すごく余裕があるという感じには私はちょっと思えないんですが、どういった周知というか、個別で何か周知をすとか、あるんでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回の現在証を持ってみえる方々につきましては、個別に通知を差し上げる。その中では、1級、2級のほうを取っていただきたいというようなこと、まずは制度廃止の関係、

それから有効期限までは使えること、それから精神の手帳1・2級を取れる方は取得していただきたいというような内容を記載した上で通知さしあげる準備をしております。

○委員（石崎誠子君）

もしこの条例が可決された場合、いつその通知は送られるのでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

準備ができ次第、年明け早い段階では発送したいと考えております。

○委員（石崎誠子君）

では、ちょっと個別に相談を受けるみたいな、そういった体制というのはどうなっていますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

お勧めした中で個別に御相談いただけましたら、まずは病院のほうにも、こういった制度の改正については通知するんですが、そういった中で今まで病院で勧められて申請されている方はなくなっていくと思います。また、今現在の実績では、1年以上続けて入院しているというような方はお見えになりませんので、現在受給してみえる方が引き続き来年度もということは少ないかとは思いますが、もしそういった方々で制度がなくなると困るというようなお話をいただきましたら、そちらにつきましては、生活困窮者だとか、障害者の相談であるだとか、そちらの方につないで切れ目ない支援を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員（石崎誠子君）

以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしかったですか。

○委員（河合克平君）

では質問ですが、さっき個別に通知をするということで、個別の通知をしても理解ができない方もいらっしゃると思うんですけど、そういう場合はどうするんですかね。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回通知する方、現在この制度を利用されている方で、家族等の支援を受けながら、あるいは御本人様の申請かというのはそれぞれあるかとは思いますが、今回につきましても家族様の支援、あるいは周りの方の病院等の支援の中で対応していただけるものと考えております。

○委員（河合克平君）

この通知書というのか通知は家族にする。それから、病院にする。8人、10人だから、個別のことについては職員が訪問するとか、職員が説明に行くとかということも十分できるかと思うんですけど、それについてはどういうふうにするんですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

通知につきましては、郵送で受給者の方全員、それから近隣の病院のほう、ケースワーカー

カーさん等で御援助いただいている方もあると思いますので、そういったところへの周知をしていきたいと考えております。個別での訪問ということは考えておりません。以上でございます。

○委員（河合克平君）

ごめんね、ケースワーカーさんに送るということでいいの。通知をするということでもいいの。それとも、そういう場合もありますという話なもんだから、どうなの。その8人、10人については、全てケースワーカーさんに言うの。送るの。

○保険年金課長（後藤真治君）

この20名ほどの方の対象者の方をそれぞれという意味ではなく、医療機関については近隣の医療機関、精神の入院のできる医療機関のほう、近隣についてはそれぞれ文書通知する予定でございます。

○委員（河合克平君）

確認です。一般的な文書を送るとのことね、こういう制度になりましたということで。個別のその20名の方には、名前について送るのは、各登録のある住所に送るとのこといいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

すみません、先ほど家族に送るのかという質問に答えていませんでした。申し訳ございません。

家族ではなく、申請されている本人様に対しての個別の郵送ということになります。

○委員（河合克平君）

分かりました。

理解ができるのかどうかということも含めて、合理的配慮をしっかりと持って対応していかないと、こういう場合については、精神のことなので、障害者のことなので、しっかりと対応していただきたいというふうに考えますので、それは合理的配慮も含めてやっていくということいいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

個々の事案で、どういった事例が出てくるかというというのは現段階では想定できませんが、それぞれ個別に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○委員（河合克平君）

分かりました。

精神障害者手帳を取るのに、6か月間経過をしないと障害者手帳を取れないんですよ。だから、そういったことでは、平成8年の4月以降まで6か月間が続くという場合については、その人は手帳も取れない状況の中で負担が大きく出てくると。さっき30万の負担だということだったので、3割負担だったら9万円になるということだね。そういう負担が出るということいいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

先ほどの平均30万というのは、1人当たり1年間に換算したものでございますが、自己負担に対しての給付になりますので、先ほどの30万、それが窓口での負担といいますか自己負担分になります。以上でございます。

○委員（河合克平君）

分かりました。

ゼロだったのが30万円の負担になるということですね、平均で。とんでもない制度ですね。その30万円を払えなくて病院を退院しなければならない状況になったときに、市は先ほどいろいろと相談に乗りますということですが、退院しなければならないなくなったときのただし書じゃないですけど、こういう方法がありますみたいなことは考えていないということですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

12か月で30万といいますか、平均のものでございますが、現状継続して1年以上入院してみえるという方は実際お見えにならない。これは裏を返すと、この制度を使いながら、ほかの手帳だとか、そういったものに切り替わっていくから、この制度では長期にわたった方はいないものとも考えております。そうした中で、今、委員おっしゃられました、この制度がなくなることによって退院しなければならないというような事態になってきますと、少しこれは福祉医療とかそういう医療の話というよりは、生活困窮のお話になってくるかと思っておりますので、そちらについてはそういった個別での御相談ということで対応していきたいと考えております。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、今、課長のほうから答弁が幾つかあった中で、まず現状、この制度を使っている方に対してはやはり周知であったり、それから精神をお持ちですので、なかなかお手紙だけでは行き届かないという場合もあります。人数としてもそれほど多くありませんので、考えられる横の機関との連携、確認、例えば重層的なものであったりとか、障害者の相談機関というところこの受けている方の情報を共有しながら、お困りでないかということを実験的に、予見的に対応していく必要はあると認識を持っております。

また、今の河合委員のお話ですと、今後手帳を取得する可能性がある方に対してどのような支援が必要かということに関しましては、まず病院関係には制度があって、今後受診される方が、愛西市というのは制度が変わったと。ですから、速やかに手帳、もしくは手帳の1・2級が必ず取れるとは限りませんので、そういったワーカーの方に速やかに連絡をすること。それから、それぞれ事前に相談いただいている相談機関にも周知徹底をして予防的な取組をするということは必要なことだと思っておりますので、当然、自己負担をお願いする場合もあるかもしれませんが、それを最小限にしていくということは引き続き考えていきたいと思っております。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

最後に、この人数の中で生活保護の対象となっている人は何人いらっしゃいますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

福祉医療制度自体が国民健康保険、社会保険等をお持ちの方に対する制度でございますので、今回の対象者の中に生活保護の方はお見えになりません。以上でございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第55号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第55号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、反対とさせていただきます。

先日、以前には3級の障害者に対する制度がなくなり、全疾病から精神疾病になって大きく市の負担が減ったと。さらに市の負担を減らすためにということで、今回、入院の部分についてなくしていくということについては、誰もが生きていくためには必要なこととして国も含めて障害者基本法というのがあるわけで、愛西市としてそういう方々に対するしっかりとした配慮を持った形での制度設計というのをしていけないといけないというふうに考えますし、持続可能性ということであれば、300万円だったかな、持続可能性は、その金額であれば持続可能性というのを取っていける金額であるというふうに考えますし、他市町では、今、精神自立支援の医療費を軽減していくという方向を持っている他市町もある中で、愛西市が精神障害者に対する支援を行っていくことに対する後退をしていくということについては本当に許すことができませんので、反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○副委員長（竹村仁司君）

賛成の立場で発言します。

先ほど述べましたように、精神障害者医療費支給条例は、他の制度、自立支援医療であるとか障害者手帳などと重なり合いながら補完的に機能しています。答弁にもあったように、今後の対応、生活に困った方への切れ目のない支援をお願いして、賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

○委員（中村文武君）

賛成の立場で、議案55号に対して討論いたします。

先ほど竹村委員が言ったように、他制度との連携、重複というのがあるということと、私、今、2級の基準を調べさせていただいたんですけれども、精神疾患による日常生活に著しい制限があり、常時援助が必要な状態というような定義がございまして、入院される方はそもそも確定的なことは言えないと。もちろん執行部というのはそういう答弁になるんでしょうが、おおよそ1・2級取れるんじゃないかなというふうに推察できるところと、また行政経営的にいろんな手帳を持っていけば、県の2分の1負担というような、こちらのことも考えないといけないというところもありますので、30万の負担増ということは正直苦しいなというところは私自身も市民のためを思うとあるんですけれども、総合的に考えて代替策もあるということ、また手当等もあるということを総合的に判断しまして、賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号：愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○副委員長（竹村仁司君）

先ほどの第55号と同じ考えであるものの、なぜこのタイミングで改正を行うのか、支給金額をどのように決定したのか、まず教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

在宅障害者扶助料は、在宅福祉施策が不足していた昭和40年代後半より各市町村で実施されており、家庭で介護をされている障害者に対し、福祉増進の目的に給付を行ってきました。その間、障害基礎年金等の国の所得保障制度、日中活動や生活の場、移動、生活支援サービスの創設など、在宅の障害者を取り巻く環境や制度が充実してきました。本市は他市と比べて手厚い支給を行ってきましたが、持続可能な制度とするために事業の見直しを行うことといたしました。

金額につきましては、人口及び財政規模、生活圏の状況、近隣市の状況、障害者支援制度の現状を踏まえ、他市と同等の水準で支給することとし、金額を決定いたしました。以上です。

○副委員長（竹村仁司君）

この金額の見直しを近隣市町村とそろえるというのは、ある面から見ると、公平性、財政健全性、地域間格差の是正という観点からは意味がある改正とも言えるものの、どのような検討を経て、そのような結論に至ったのか、教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

在宅障害者扶助料の当初からの目的、役割の分析、障害児者及び介護者の生活環境の把握、その他の手当、扶助料の情報収集、そして他市との比較を行いました。その中で、障害者在宅扶助料の改正方法として、実施をしていない自治体に合わせた廃止、全て最低限の金額に合わせる最低水準、他市と同等の水準、現状維持の中から総合的に判断して同水準としました。

また、改正のタイミングにつきましては、以前より市における扶助費の増加は把握しており、その検証をする中で、サービスの増加に伴い、その要因を検証していました。さらに、扶助費の中でも国が行っている制度に関しては市に裁量がございますので、自治体独自の制度に関して検証を行ってきました。

金額の変更は対象者の方へ影響が考えられますので、サービスの利用状況、相談支援体制の推進を行い、今後、次の世代への負担軽減も踏まえ、合併20年のタイミングで持続可能な制度とすることといたしました。改正後は、当面継続をし、影響を見ながら必要に応じた支援を行っていきます。以上です。

○副委員長（竹村仁司君）

この制度の組合せ次第では負担が軽くなることもあるのではないかと考えますが、その点からも、先ほどもそうですけど、個別のケースに応じた相談が大事になると思いますが、この点の取組があれば、教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

生活困窮者については、御本人の生活状況等の聞き取りをし、必要に応じ生活保護や福祉支援へとつなげていきたいと考えております。以上です。

○委員（原 裕司君）

それでは、障害者扶助料の関係で質問させていただきます。

本会議でも、現在7,500円から1,500円に移動するというお話がありました。平成17年合併当時に、これは減額するときにもちょっと質問をしたんですが、当初の4町村の状況ですね。金額であるとか、支給状況だとか、そういったものをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（水野裕公君）

佐屋町、立田村、八開村、佐織町の順にちょっと説明させていただきます。その当時の

状況の説明をさせていただきます。

佐屋町に関しましては、第1種、第2種に関しては、今の愛西市の現行どおりと同じでございます。第3種は、身体障害者3級、知的障害者B判定、精神障害者3級で月額2,500円、4種のほうは支給のほうはありませんでした。

続きまして、立田村は、今、愛西市の現行どおりでございます。

八開村に関しましては、1種のほうが身体障害者1・2級かつ知的障害者A判定、月額7,500円。2種、身体障害者1・2級、知的障害者A判定、身体障害者3級かつ知的障害者B判定、精神障害者、月額4,500円。3種、身体障害者3級、知的障害者B判定、月額2,500円。第4種のほうの支給はありませんでした。

最後に、佐織町、第1種、身体障害者1・2級かつ知的障害者A判定、支給額月額6,500円。2種、身体障害者1・2級、知的障害者A判定、支給額月額3,500円。3種、知的障害者3・4級、知的障害者B判定、支給額月額2,500円。4種は愛西市の現行どおりでございます。以上でございます。

○委員（原 裕司君）

当初の金額を設定するに当たっては、最上位の金額で設定されたかなと思いますけれども、ちょっと私、確認したいんですが、今回、1種、2種、あと3種の身障3級の方が対象になって、3種の中の療育のB判定、知的指数としては36から50以下、4種の方は身障の方で5・6級の方、療育の判定で51から75という数値の方が対象から外れるということで、その人数は本会議のときに311名が対象外になるよというようなお話がありましたが、この身体状況のちょっとイメージ的に、例えば4種だと合併前はゼロ円ですよ、対象外ですよというような内容だったと思うんですが、4種の方の例えば状況として、就労ができるような状況なのか、あるいは日常生活でどのような不便さがあつて手帳を持っておられるのか、その辺の身体状況の状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

今のお話で身体手帳の5・6級については、体の一部に若干の障害、指がないだとか、言葉はちょっと申し訳ないですが、そういった形で十分に就労をされている方も多く見えます。

それから、療育のC判定、IQ51から75という方は、就労支援を受けながら障害者就労等で就労を見込まれることが検討される方であるというふうに認識をしております。以上です。

○委員（原 裕司君）

まず、対象外になる方というのが日常生活の一部だというような、就労の一部でも就労支援を受けながらするんだという話なんですけど、この311人影響が、先ほどの説明の方があるんですけど、生活面で、本会議のときはほかのサービスが充実してきているのでというようなお話があつたんですが、再度、そのサービスが充実した内容について、お伺いをしたいと思います。

○社会福祉課長（水野裕公君）

先ほども申し上げましたが、合併時に比べ、法整備も進みまして、福祉サービスの質・量が増加してきております。先ほども福祉サービスのほうで、居宅介護、生活介護、共同生活援助、児童発達支援センター、放課後デイサービスなどのサービスが増え、さらに相談事業所も設置し、相談も行っている状態でありまして、生活への影響は少ないと考えております。以上です。

○委員（原 裕司君）

本会議の中で、金額のほうも影響が当然出るという話があったかと思います。この影響額というのはどのような状況になるという、令和6年度の決算状況でお願いをしたいと思いますが、ちょっとメモを取り忘れちゃったのでお願いしたいと思います。

○社会福祉課長（水野裕公君）

合併時の平成17年度の在宅障害者扶助料の決算額が約9,200万円に対し、令和6年度決算額が約1億1,000万。また、平成17年度の障害者に関する扶助料の決算額が約6億5,000万円に対し、令和6年度障害者扶助料の決算額は25億3,000万円となっており、サービスに係る経費が増加しております。以上です。

○委員（原 裕司君）

先ほどの影響額の中で6億5,000万が25億3,000万ということは、言わば障害者の方にとってそれだけ施設サービス、在宅サービスのほうが充実して、利用者のほうも増えていきますよというような内容でよろしいのでしょうか。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

先ほどお話ししました居宅介護とか生活介護、共同生活援助、児童発達支援センター、放課後デイサービスなどの種類が増えております。金額では、サービスの利用額の例としまして、平成17年度実績で居宅介護3,500万円に対して、令和6年度実績で14億2,000万円が12倍、同じく児童発達支援事業及び放課後デイサービスで、平成17年度実績が1,700万円に対しまして、令和6年度実績が約2億9,000万円となっておりまして、約17倍の実績となっております。以上です。

○委員（原 裕司君）

今回の9月の定例会の決算の資料を見せていただいたんですね。5年度と6年度を比較して、1種の方が2人増えて、2種の方が2人減って、3種の方が31人減って、4種の方が21人減ったという、対象人数については減りつつあるというような傾向があるんですけども、実際、障害者手帳を持つと、よくはならないと思うんですね。維持か、年齢とともにだんだん重くなってくる状況になってくると思うんですが、この今の2種、例えば今回外れた3種の4級の方、あるいは療育手帳を持っておられるB判定の方かな、こういった方たちの要は傾向というのを市のほうはどのように分析をされているのか、お聞きしたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

サービスが増えているというお話を先ほどさせていただいておりますが、サービスを利用するに当たって、計画書とか報告書等でその方の実情及び家族構成等、現在の置かれている状況を確認できるようになっております。そういった形で報告を受けたものを参考に検討をいたしております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

今の答弁でいいんですか、原さん。

○委員（原 裕司君）

大体分かりました。

要は家族もいますしというようなことで、当然、障害を持たれる方、知的、療育手帳をもらえる方については、ある程度固定というか安定した時期に手帳を頂けるんですね。当然、病気になって、障害になって、6か月以降たつてようやく手帳の申請ができて、安定期のときに申請をするという状況になるので、そんなに急激には手帳の変更というのはないので。この9月の定例会のときに減少傾向にあるなというのは、私の臆測では高齢の方が亡くなられた等の理由で減額になっているんだらうなという認識で先ほど質問をしたわけなんです。

それでは、この変更するに当たって、対象者にどのような周知をして、4月1日以降になるんですけど、それまでどうやって周知をするのかをお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（水野裕公君）

議決後、速やかに個別に案内をいたします。また、制度の変更の周知につきましては、広報やホームページ等の市の広報媒体を通して周知してまいります。以上です。

○委員（原 裕司君）

ありがとうございました。

○委員（吉川三津子君）

それでは、少し56号について質問のほうをさせていただきたいと思います。

いろいろサービスが増えてきて、こういった障害のおありの方にとっては暮らしやすい状況になってきていることは承知しておりますが、こういったサービスを使うにしても無料ではないわけですよ。そうすると、こういった助成金がないとサービスが受けられないという関係にあるのではないかと思います。その辺についてどう考えるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

今、サービスの受給について負担があるのではないかとということでしたが、市民税の非課税世帯についてはほぼ無償になっておりますし、課税の方に関しても最大で3万7,200円か1割負担ということで決定しておりますので、お願いいたします。以上です。

○委員（吉川三津子君）

私、本会議の中でも親亡き後でということをお話しさせていただいたと思うんですね。世帯での所得とか云々ということで今判断されているわけですが、将来的なこう

いった方々の一人になったときの自立した生活を確保するために、それなりの助成金が必要になってくると思いますが、そこまで考えた判断なのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

今、委員のほうから質問のありました世帯のお話ですが、成人後、本人様の御収入のみを確認しておりますので、収入状況がなければ、無償でサービスを受けていただくという形になります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいですか。

○委員（中村文武君）

すみません、たくさんあるので半分ずつに分けてさせていただきたいと思っています。

まず、基本的な要件としまして、対象人数、この扶助料の削減金額、私、2,700人6,000万というふうになんと記憶しているんですが、そこを確認したいのと、あと今回対象となる重度の方、1種の方、そして複合型障害をお持ちの方は何名なのかということ。

それから、愛知県や日本全国での実際のこの扶助料の事例はどれぐらいあるのかということ。

そして、あと、なぜこの金額になったかということで、例えば重度の方だと重いので手当が必要かなと思いますが、その理由と、あと原委員と少し重なるんですけども、働ける働けないということで行政としてセーフティーネットが変わってくるので、働ける働けないの基準はどこぐらいの何種で分けているのかということをもまず執行部にお伺いしたいと思っています。お願いします。

○委員長（馬淵紀明君）

全部で今5点でしたかね。

○委員（中村文武君）

5点ぐらいかな。

○社会福祉課長（水野裕公君）

人数の確認なんですけど、1種のほうが37人。

○委員長（馬淵紀明君）

対象者と影響額の確認だよ、最初。

○社会福祉課長（水野裕公君）

対象者2,745人でございます。あと、金額の変更のある方は2,164人、対象外となる方が311人です。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

影響額は。そのまま。次。

○社会福祉課長（水野裕公君）

影響額は約6,000万円でございます。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

日本全国の状況というお話でしたが、そこまでちょっと全ては調べられていない部分がございますが、愛知県内では1市、瀬戸市さんですが、支給をしておりません。ほかに三重県ですと……。

申し訳ございません。桑名市さんが700円から2,000円、四日市さんが1,000円程度、岐阜市、海津市、松阪市、鈴鹿市等、岐阜県のほうでは払っていない市町村が多いかと思われます。

この金額に設定したのは、先ほど全体を見た中で、愛知県海部管内のみではなく、近隣、名古屋市の1,600円、その他、先ほどお話ししました四日市さんの1,000円や県内を越えて近隣他市のほう、生活圏を踏まえた上で検討した結果、同水準とさせていただいた検討とさせていただきます。以上です。

○社会福祉課長（水野裕公君）

2種の重複の人数でございますが、7名でございます。

なぜこの金額になったのかということに対しましては、先ほど申し上げましたが、人口及び財政規模、生活圏……。

○委員長（馬淵紀明君）

課長、さっき補佐の方が説明されたものと違いますか。

○社会福祉課長（水野裕公君）

ごめんなさい、失礼いたしました。

○委員長（馬淵紀明君）

近隣市と同水準だということだったと思いますが。

○社会福祉課長（水野裕公君）

分かりました。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

すみません、先ほど働ける働けないというお話でしたが、先ほど竹村委員にお答えしたとおり、4種を受けていた5級、6級の方、現在も職業をお持ちの方も大多数お見えになりますし、これまで働いてみえた実績のある方も大多数でございます。あわせて、療育のC判定の方は、就労支援A・B等の就労支援を受けながら、今後、就労移行支援という形で新しい就労に向かって活動していただけるというふうに考えております。以上です。

○委員（中村文武君）

御丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、ちょっとその続きに行きたいと思います。

先ほどの働く働けないということではいきますと、ほとんどが働ける方というふうに理解しまして、1種とか複合の方がちょっと厳しいのかなというふうに思います。他市と比較してという執行部の答弁は分かりましたが、そもそも社会福祉の哲学として、セーフティーネットであるならば、寝たきりの方、本当に重度の方、働けない方に対して手厚く

するというのが通常の考え方かなと思いますが、なぜその考え方に行かなかったのか。

そして、あと……、取りあえずそれをお願いします。

○社会福祉課長（水野裕公君）

市のほうでは、近隣の市の状況、津島市などが1,000円から2,000円と。あと、財政力指数が近い新城市、1,200円から2,800円。あと、近くの大都市のほうで、名古屋市を参考に年額2万円。また、三重県でいいますと、桑名市で700円から2,000円。岐阜県の海津市のほうでは、市の単独の扶助料の制度はないというような状況から、いろいろ鑑み、こちらのほうの金額としております。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

重度の方、1種等をもってみえる方に関しては、国の政策で重度の寝たきり等であれば月額2万9,590円、県の支給で6,850円、B種とって一部障害が重複しない方については1,050円。さらに、障害児の方に関しては月額1万6,100円、県制度の追加で、先ほどお話しした重複の方で6,900円、重複されない方で1,150円という形で、多くの国費、県費の扶助料もございます。

加えて、先ほどお話しした居宅介護等介護のヘルパーさんの利用に関しても、今、サービスという形で支給をさせていただき、生活の中で御利用いただいて、そういった生活の不安を取り除くようなサービスが充実しておりますので、そちらのサービスの利用をもって、この検討した扶助料のほうを今回この額に検討しました。以上です。

○委員（中村文武君）

それでしたら、例えば先ほど吉川委員も言いました親亡き後という問題が一つあることと、あと本当に重度の方、寝たきりの方、また知的の重度の方は、もちろん手当があったとしても、実際その方が自由に使えるということはほぼなくて、後見人とかいろんな方がいらっしゃって判断されるという2点の問題が大きく現場としてはあると思っています。

その中で、例えば2万とかいろんな国の手当がありますというお話を聞いて、生きていく分には大丈夫だなというような答弁に聞こえるんですけども、そこは本当に大丈夫なのかということと、あと鈴鹿市というのは僕も調べましたけど、例えば親の方が、この子のために入るといって年金の手当てとか、そういうところまでやっているところもあるんですよね。そういった中で、本当の重度の方がお困りなく生きていけるのかということと、実際にその現場も判断して考えられたのかということが最も聞きたいことでありまして、そこをまず1点と。

あと、これは関連質問なんですけれども、人数がすごく多い方が今回対象になって、多くの金額が削られます。先日の総務でありました我々の議員も給与も否決になりましたけれども、それ以外に多々と、みんながちょっとずつ我慢する社会が私は正しいと思っていますので、一体3月までの執行部の予算でどういったものが削られていくのかということ、みんながちょっとずつ我慢しないと絶対納得しないので、そういったものはないのかとい

うことを執行部にお伺いしたいと思います。お願いします。

○委員長（馬淵紀明君）

この支給条例の中のだけの質疑……。

○委員（中村文武君）

これは関連するんで、ごめんなさい。

○委員長（馬淵紀明君）

お願いします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、先ほど答弁の引き続きも含めましてお答えをさせていただきます。

まず、担当課のほうから人数、それから国の制度といったものの御説明がありましたけれども、あくまでも我々としては調査をさせていただいたということで、国の役割、それから市町村の役割がありますので、国の支給があるから金額を変更しても大丈夫だろうというような考えは毛頭ございません。

なので、重度の方が今回、障害手帳1級もしくはA判定をお持ちの方が7,500円から2,000円に変更にさせていただきました。それでこの制度が始まりました50年、それから20年前からは新たに障害者自立支援法という法律が始まりました。それから、10年前はそれが改正されて障害者総合支援法という法律に改正されてきて、それに伴ってサービスの種類が増え、選択が増えました。それは、いわゆる当初50年前であれば現金支給というお考えがベースであったものが、20年前から現物支給ということでサービスを広げていくほうが有用であろうということで国の制度として変わってきました。そういった流れを見ながら、我々としても現金支給という制度変更ではなく、現物支給という切替えの中での流れを見ながら考えていく。なので、重度の方は金額に関わらず御苦勞されているということは重々理解をしております。

また、制度として整理が必要なのは重度の方、今回、在宅扶助料は在宅の方なので、施設入所者の方は対象ではもともとありません。なので、入所されている方に関しては、引き続きそちらでサービスを受けていただくこととなります。ただ、類似する施設としてはグループホーム、親亡き後であれば、地域の中で苦しく暮らしていく代表的なものはグループホームかと思われれます。そういった中でいくと、世帯でなく個人の収入で見ますので、多くの自己負担というものはかからない中でサービスを受けていただく。その中で金額の変更をさせていただきながら、この制度を持続可能なものにしていきたいという検討の中から今回こういった提案をさせていただいておりますので、そういった流れだけは御理解をいただきたいと。

あと、2番目の他の制度にどのようなことを想定しているのかに関しては、この議案の答弁に限らせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○副市長（清水栄利子君）

2番目の質問についてですが、令和7年度で合併特例債が終了します。今までかなりの

特例を受けていたんですけれども、しかしながら振り返ってみますと、ここ数年、歳出超過の財政を運営してきた部分もありまして、今後、特例債がなくなった今、持続可能な財政運営をどうしてもしていかなければならないということで、その原因を追求したところ、扶助費の伸び率は確かに大きかったんですが、全体的にしっかり財政を見直すということをさせていただきました。

その中で、次年度予算についてなんですが、具体的な金額とか事業内容は言えませんが、今日ありました保育料もしかりなんですが、子育て分野、高齢分野についても、今、見直しを図っているところでございます。そのほか委託料についても、必要性が本当にあるのか、また範囲はどれぐらいの範囲の委託をするべきなのか、そして頻度はこれでいいのかというようなところも検討し、見直しをかけているところでございます。ですから、現在、扶助費のお話をさせていただいていますが、全体に見直しをかけているところでございます。以上でございます。

○委員（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

ちょっと1点だけ、部長の答弁で分からなかったところがありまして、施設入所の方は対象外なので、施設入所と個人というのが、グループホームが施設入所なのかというのが分かんなくて、デイサービスは多分入所じゃないんだろかなとか、ごめんなさい、そこがちょっと素人で分かんなくて、どの辺までがこの対象でというのをちょっと教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

すみません、分かりにくくて。いわゆる大きく分けて生活をする場として施設入所というカテゴリと、それから地域の中で生活するのが共同生活援助事業（グループホーム）、この大きく2つがございます。その中で、在宅障害者扶助料の対象となるのは共同生活援助のグループホームになりますので、引き続き入られる方は今回の対象になります。ただ、施設入所の方は従来からもともと対象ではございませんので、この金額変更というのはあくまでも在宅の方を対象とした制度ということで御理解いただければと思います。あと、日中活動に関しては、在宅であれば、どなたでも対象となります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございませんか。

○委員（石崎誠子君）

ちょっと一、二点確認させてください。

先ほど、いろんな自治体、新城、津島市、桑名とかというところで、そういったところと同水準にするというような御答弁だったのかなと思うんですけれども、そういうところというのはもともと低かったのか、途中で見直しをかけたのか、分かれば教えていただきたいということです。

それから、もともと7,500円から1,500円というところが、2,000円から1,000円という

ふうになっているんですけれども、そこに落ち着いた、こういった協議があって、この金額に落ち着いたのかというところを御説明いただきたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

もともと低かったかどうかという御質問ですが、全ての市について確認はできませんが、変更しているというのはここ数年ではあったというのは把握しておりません。

先ほどの2,000円から1,000円に変えたところというのは、先ほどお話ししたとおり、県内全域プラス県外近隣市等を参考にした中で、同水準という形で検討を進めさせていただきました。以上です。

○委員（吉川三津子君）

ちょっと1点だけお伺いしたいんですけれども、こういった方々が生活保護対象者になっている事例というのは何件かあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（加藤大輔君）

生活保護の対象になっている方が……。

失礼いたしました。すみません、全て合わせまして40名になります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

この助成金、扶助料というのは、この生活保護から上乗せでいただけるのか、それとも天引きになるのか、その辺を教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

その生活保護の方に関しては上乗せになります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいですか。

[挙手する者なし]

では、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第56号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について、討論いたします。

在宅障害者の方々にとってみれば、生活の糧になっているのは、様々な方とお話をする、下がるのという、少なくなるのということで、どうしようということを実際そういう声は届いてきますし、面接もしております。そういった点では、今年度、様々な経費削減というか、しなければならぬと言いながら、ここを削減していくというのが今この時期にやるべきことなのかなということについては非常に疑問に思うところであります。ほかのところと合わせたといっても、新城市でも2,800円だったっけな、そういう金額でもないですし、やってあげているお感がすごくある条例の内容だなということが非常に残念でなりません。

合理的配慮ということで、合理的な配慮をやはり市として行っていくべきだというふうにはずっとこの間言っておりますし、社会保障を増進していくという、そういうことを考えるなら、ここを削減する考え方が本当に残念でならないですね、市がそういうふうにしななければならないということについて。社会保障を進めていく、税と社会保障のいわゆる再分配ということを考えれば、しっかりと再分配を行っていく中で、市民が生き生きと生きられる、また生活してよかったと思える市になっていくというふうに思いますので、そういったことではこの扶助料の支給条例の削減ということでいうと、全く許すことができない状況でありますので、反対であります。

○委員長（馬淵紀明君）

他に反対討論はありますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○副委員長（竹村仁司君）

賛成の立場で発言します。

答弁にもありましたが、実施をしてない自治体に合わせた廃止という選択肢もある中、総合的に判断した結果、他市と同水準というような結論を導き出しました。障害者福祉制度には重なり、国、県、市の多層構造があります。これらの重なりを見逃さない市の対応をお願いして、賛成といたします。

○委員（原 裕司君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど1種から4種、3種、4種の一部の方が手当を受けられないというようなお話がありましたが、身体状況を確認しましたら身体の一部欠損だというようなことで、日常生活にはそう影響がないというようなお話がありました。それと、時代の流れで障害者の自立支援法であるとか総合支援法の下に各種サービスが充実してきたと。金額のほうもかなりの額が倍増をし、なおかつその利用される方々の日常生活にも十分影響が出ていると、よい影響なんですけどね。要は時代の流れで現金からサービスへ、これはサービスというのはそれぞれの利用者、対象者にとって様々なものであります。こういった時代の流れでサービスを充実していくということが、障害者が在宅で生活ができる唯一の方法だと思います。よって、私はこの条例改正については賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成討論はありますか。

○委員（中村文武君）

議案第56号につきまして、賛成の立場で意見を言わせてもらいます。

当初は、はっきり申しまして反対したいなと思っておりましてし、今回いろんな議論をさせていただきまして、物のサービスが増えているということ、また、他市の事例はあま

りちょっとなんですけれども、副市長が全体的に皆さんで我慢しなければならないということ、私自身もいつもお風呂の無料サービスは、これは絶対やめるべきだという形で、扶助料のカットということも、一定、行政経営上必要かなということ、こういった観点から一定やむを得ないかなというところで、今回涙をのんでいるところでございます。

そしてまた、この法令につきましては、現場の状況を見せていただけて、また改正することもできるということで、私の頭の中ではいろんな現場を見ながら、実際本当に障害をお持ちの方、そして重度の方が生きていけるのかということも判断しながら、今、関わっている障害者の方等も多数ございますので、しっかり意見を酌んでいきたいなというふうに思っております。

そんな中で、先ほど生活保護の方でも手当を上乗せされるとか、そういった特例も初めて知りましたところでありまして、福祉の補助金やこういった手当というのは複雑なところがあります。まだまだ分からないところがありますけれども、もう少し現場を見ながら実態を見て、本当に寝たきりの方、例えばALSとか重度の方が生きていけるのか、そして親亡き後の子供の方がちゃんと生活していけるのか、またQOLも含めて障害をお持ちの方が我々とともにどのようにしてこの世の中で生きていけるのかということもしっかりと見ながらやっていきたいと思っておりますので、以上をもって、苦渋の決断ですが、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩を取ります。再開は13時30分、午後1時半からの再開といたします。お願いいたします。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして再開いたします。

再開する前に、もしかまともめられるならまとめて最初に質問して下さるとありがたい部分もあるので、よろしく御協力をお願いいたします。

では、議案第57号：愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第57号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

議案第57号の愛西市原子爆弾被爆者健康管理手当支給に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

48万6,000円という減額になるということで、それでおまけにその制度を継続していくためにということもお話があったし、他市町と比べてという話もありましたけど、48万6,000円を削減しないと持続可能性が取れないという市の財政って一体何なのかなあというふうにも思います。

また、愛西市の非核平和宣言においては、被爆者の苦しみを世界に広げたいという内容も含めておりますし、被爆者に対する敬意を持った財政運営、また市政運営をしていくべきだというふうに考えますので、この原子爆弾被爆者健康管理手当について削減をすると、まさに許せないという気持ちでいっぱいでありますので反対とします。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

今回、他の施設と同等の金額を設定したというお話がありました。

他の施設で、これ確認をさせていただきたいんですが、実際の各種団体で市外の方です

ね、こういった市外の方が利用すると。多目的室あるいは調理室を使う場合、スポーツ施設でもそうですし、あるいはいろんな大会を使う体育館でもそうですが、やっぱりかなりの額が上乗せされて貸出しをしていると。スポーツ施設と比較するのはちょっと難しい部分もあるかも分かりませんが、実際、今文化会館等の部屋を借りた場合は、市外の方の金額というのはどのような形で設定されているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

分からない。分かりますか。

○委員（原 裕司君）

いや、市外ですよ。今貸出しをしている……。

○委員長（馬淵紀明君）

だから文化会館でしょう。文化会館の利用状況とかそういうことで。

○委員（原 裕司君）

だから、要は最初、他の施設と加味して決めたという話がありましたよね。その加味した場合、愛西市の市内の人たちの金額だと思うんですよね。市外の人貸し出す単価というのは考えなかったのかと。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

市内他施設の市内・市外の分けの内容については把握はしておりませんが、今回、道の駅の隣接地に設置します花はす公園、こちらにつきましての料金設定について説明させていただきます。

道の駅の隣接地に今回整備します花はす公園でございます。こちらは来年の4月から、既存の道の駅にプラスして道の駅として変更登録させていただきます。そうした状況の中、道の駅の性質ですね。そうしたものを踏まえると、市内の他施設と設置の意義が異なりますので、よって市内・市外の使用料金のすみ分けはしていないという状況でございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか、原委員。

○委員（原 裕司君）

はい。

○委員（吉川三津子君）

今、4月に道の駅として変更届を出すということは、利用の仕方が変わるのか。以前から説明を受けてきたことというのは、都市公園の中で大根やら何やらを収穫して、そこで調理をしたりとか、そんなことが言われていて、何か教室でも開かれるのかなと思っていたんですが、利用の仕方自体が変わってきているのか、そこについてちょっと説明いただきたいと思います。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

利用の仕方については変更はございません。今までどおりの御説明でございます。

あくまで道の駅の登録として、今回花はす公園約4ヘクタールございます。既存の道の駅約1.3ヘクタール、4月以降は合計5.3ヘクタールの道の駅として全国の方にホームページを通じて知っていただくという形になります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、都市公園部分も全部道の駅になるということですかね。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

委員おっしゃるとおり、あくまで登録上でございます。都市公園という性質に変更はなく、道の駅として登録をさせていただくというものでございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

登録することによって何のメリットがあるのか。国からの補助金とか、いろんなメリットがあるのか。

○委員長（馬淵紀明君）

吉川委員、もう少しマイク近くでお願いします。

○委員（吉川三津子君）

はい。メリットがあるのか。それから何か運営上変わってくるのか、その辺のところは何か問題出てくるのでしょうか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

メリットでございます。特に修繕等に補助金がつくとかそういうものではなくて、あくまで都市公園部分につきましては都市計画に位置づけられた公園でございますので、そうした都市局の補助金で整備していくというものでございます。最大のメリットとしましては、先ほど申し上げましたように全国の方に約5.3ヘクタールの道の駅として、あと道の駅の隣接部に都市公園が併設しているという道の駅として知っていただくというものになります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

財政的メリットというのではないけれども、アピール度が増すという御答弁だったのかなというふうに思います。

あと私はとても気になっているのは、この調理室とか多目的室、これを誰にどのように使っていただく計画、指定管理からも企画書等出ていると思うんですけども、ここの部分はどんな人にどのように利用していただく計画になっているのか、教えていただきたいとします。

○都市計画課課長補佐（伊藤伸治君）

この道の駅の周辺は、現在パブリックコメント中でありまして次期総合計画において、観光拠点として関係人口を創出するゾーンに位置づけられております。なので、市内・市外問わず幅広い世代層に御利用いただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

幅広い人に、どのような内容で利用いただく計画になっているんでしょう。

○都市計画課課長補佐（伊藤伸治君）

道の駅周辺整備の基本計画において、新鮮な農産物の実食を通して本市の魅力を体感するスペースとして、多目的室及び調理室は農業に関する講座や研修、料理教室などを様々な用途で活用できるよう整備するというコンセプトとしております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、貸出しというよりも指定管理者の調理教室とかいろんな講座、そういったものが主目的ではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

今回の多目的室及び調理室の利用でございますが、指定管理者の自主事業として行う場合もございますし、市民の方、あと市外の方に使っていただくということも想定しております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

私、金額がこの観光地でのこういった部屋貸しにおいては大変安価だなというふうに思っていて、あまりにも安価過ぎて夏なんて本当に暑いとき、ここに入って涼んでいけばいいかな的にも使われてしまう可能性もなきにしもあらずだというふうに考えているわけなんですけど、利用する人の何らかの条件、こういう利用目的でないといけないよということとか、それから利用料金について、道の駅にこういった貸館的なものがあるのであれば、どこにあって、その利用料金を参考にしたのか。参考にしたところがあれば教えていただきたいと思えます。

○都市計画課課長補佐（伊藤伸治君）

利用に関しては、特に条件を付すことはございません。どなたでも使っていただけるということでございます。

貸館の金額の設定については、愛西市の使用料の見直し方針というのがあるんですけども、その同じ施設の使用料を統一することとなっております。現在、多目的室と調理室と同等であるものという、例えば文化会館の会議室ですね、そういったものとなっております。その使用料は面積等で380円となっておりますが、今回、近年の人件費や電気料金の高騰など影響して、実際は積算の380円を超える金額となっております。

ただ、その見直し方針において、激変緩和措置として現行使用料の1.5倍までというふうに示されておりますので、570円という設定といたしました。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

先ほど、原委員も同じような多分質問だと思いますけど、そのときはちょっと答弁がなかったんですけどね。答えられる範囲内で答える、理解しているなら答弁をお願いします。

○委員（吉川三津子君）

そうすると、道の駅ということでやはり特化したというか、別の市民が使う施設とは違うという感覚はなくて、市のルールに従って決めたということですか。ほかの道の駅なり、そういった観光地の貸館的なところの調査はされなかったのか、そういった協議もされな

かったのか。ちょっとそこだけ、とても気になる金額ですので教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

使用料金の設定につきましては、先ほど申し上げた愛西市の使用料の見直し方針、こちらに基づきまして類似施設であるということで設定をさせていただきました。

あと都市公園につきましては、公共の福祉の増進ということで利用者を拒まない、どなたでも使っていただける、市内・市外を問わないということで設定をしております。あと道の駅の利用者につきましても、ドライバーの休憩施設ということで来訪者の方も当然視野に入っている施設でございますので、そうした観点から料金は設定したところでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○委員（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○委員（河合克平君）

では、施設の使用料については今お話がありましたので、ただもう一度確認ですけど、愛西市は同じ愛西市として、同じ財源を使って、同じ財源で造って、同じ財源で運営をしているのに、道の駅H A S Uパークの施設だけが市外の人も市内の人も一緒というのは、道理というか、今までの愛西市の方針からいっても矛盾していると思うんですけど、それについてはどういう、もう一度、愛西市の方針とのことで検討はしたのかどうか教えてもらえますか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

この道の駅の構想でございますが、平成29年度、第2次愛西市総合計画の中で既存の道の駅を含む周辺を観光拠点として位置づけがされております。

今回、今パブリックコメント中でございますが、次期総合計画、その中におきましても道の駅の周辺を観光拠点にさらにプラスして関係人口を創出していくゾーンに設定させていただきます。

そうした状況の中、市内の他施設はどちらかということと市民の方向けの御利用を想定している部分もございます。一方で、道の駅につきましては来訪者の方をターゲットにしたものという我々理解がございまして、あと都市公園につきましても道の駅を補完する施設としての意味合いも持っているという我々は理解しております。そうした状況の中で、今回整備していくということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○委員（河合克平君）

関係人口をつくるということをお話がありましたが、同じ市民の同じ愛西市の財政を、一般財源を使ってされているものについて、こんなに不平等なことはないなというふうに思うんですけど。矛盾している。体育館にしても、県大会や西尾張大会などで愛西市の人

が少ないと倍になるんだね。

そういったことを考えると、本当にこの道の駅だけが何か特区のように税金を使って、いいところだみたいな、そういう方針があるような気がしてならないんだけど、やっぱりそういうことで特区というか特別な取扱いにしているんだと、そういう話をされたということでもいいでしょうか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

委員おっしゃるような話合いというものは設けておりません。

ただ、先ほども少し申し上げましたけれども、都市公園でございまして、都市公園法の中で公共の福祉の増進というものを目的としております。そうした状況の中で、例えばドッグランにつきましては、我々も無料というものも想定したんですけれども、受益者負担の考えもございまして、そうした状況を鑑みまして、かつ愛犬家の方の御利用も想定していく中で過度な負担にならないような料金設定というところで、全国的な調査をした上で最低ライン200円ということで設定したところでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

質問しようとしたことを答えられちゃったけど、ドッグランについては受益者負担と言うならば、もともとどれだけの負担があるのかということも当然積算をされていると思うんだけど、市の施設として。それは幾らぐらいで、そのうちの受益者負担で計算している部分については幾らぐらいかというのを教えてもらっていいですか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

具体的な200円の根拠というものは今持っていないんですが、ただ指定管理者のほうから、参考でそうした資料はもらっております。

今回設定したまじり理由は、我々が設定するドッグランの施設の面積がどちらかといいますと比較的コンパクトなものになります。全体で350平米でございまして、それを2つのエリア、大型犬が約200平米、あと中型・小型犬が150平米でございまして、です。ので、広大なスペースで走っていただくような大きさはございませぬ。あくまで道の駅の利用者の方をターゲットにした部分、西ゾーンに設定するのもそういう意味がございまして、道の駅の中で設置できない補完施設を都市公園内で補うというものでございまして、200円の中の内容としましては、指定管理者の方に安全管理、例えば頭数制限の管理、あと衛生管理、し尿等の定期的な巡視、そうした品質管理というものを徹底しまして、他の道の駅との差別化を図って来訪者の方に使っていただきたいと今考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

それは分かるんですけど、実際費用として200円ということであれば、市が市の一般財源を使って負担をるところがたくさん出てくると思うんですけど、市も一般財源の中では幾らぐらいが負担になるんですか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

まず、あくまでドッグラン施設につきましては、指定管理料の中に入って管理してもら

うというものになります。それにプラスしまして、我々が提言している安全管理、衛生管理というものを指定管理者の方にプラスでやっていただくというものでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

ちょっと確認なんですけど、そういう衛生管理をしてもらったりする費用は、その3,500万の指定管理の中に仕様書として入っていましたか。

○委員長（馬淵紀明君）

すぐ分かりますか。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

分からなければ、あと後ほどとか分かりませんという答弁だけお願いいたします。黙るのはよくないので、よろしくお願いします。

○産業振興課長（清水直樹君）

失礼しました。確認しまして、後ほど御答弁させていただきます。

○委員（河合克平君）

200円、1,000円ということですが、どう利用していくかというようなちょっとイメージがつかないんですけど、その管理を指定管理業者へ任せるということは、1人そこで人件費が必要になってくるようなイメージなんですけど、時間的にも24時間使えるわけではないし、その辺の積算というのはやっぱりあるんじゃないかなというふうに思うんですが、朝何時から何時まで使えるから、そのうち人件費が幾ら要ってみたいな、そういうことについては計算されているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

現在、ちょっと先ほども申し上げましたけど、指定管理者から参考で内容はいただいております。まず年間の登録件数を設定した中で需給を設定して、1日の稼働率等をまずはじくと。人件費をまず算出します。あと消耗品ですね。今回、登録制を設けますので登録書の発行というものも当然生じます。そうした中のカードケースとか、そういうものの消耗品、そうしたものを鑑みまして年間の使用回数というものを想定して200円というものは算出しております。以上です。

○委員（河合克平君）

200円ということで、それはそれを賄えるという200円じゃなくて、今言ったようだとかなり大きい金額になるんじゃないかなと思うんだけど、200円で賄えるという計算が出てきたということでもいいです。その計算の根拠は今持っていないという話だったから。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

そうですね。算出根拠はありますけれども、あくまで参考でいただいております。使用割合ですね、そういうものについては、正直今の段階では算出困難でございますので、その点は御理解いただきたいと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

使用料が570円であるとか、200円、1,000円ということなんですけれども、それでは賄い切れない状況になってしまったと。例えば1年後、2年後。そういう場合については、指定管理料を値上げするというのも考えているということでしょうか。

○都市計画課課長補佐（伊藤伸治君）

そうですね。今利用の状況が全く読めない状況の中、一応算定はしましたけれども、今後供用開始して使用の状況を見て、またその中で指定管理者と協議を進めたいと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

はい、分かりました。

10年の指定管理で8億5,000万なんで、10年でどれだけ負担してもらえるかというのは当然あるかと思えますけれども、それについてはまた値上げがされるというか、多くなる可能性はあるということをつかっていたということでしょうか。

今分かりますか、指定管理のほうは。

○産業振興課長（清水直樹君）

ドッグランにつきましては、指定管理料に含められております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

指定管理料、今のドッグランの話なんですけれども、基本的には指定管理者のほうからドッグランをやりますという提案のほうをいただいております。なので、そちらについては当然上振れしようが下振れしようが指定管理料に入っておりますので、その金額で基本的にはやっていたということなんです。

例えば、その規模を今の規模よりも大きくしたりとか、そういうことになれば当然変わるかもしれませんが、今のままで運営していくのであれば指定管理料は変わらないという認識でいいと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

じゃあもう一度確認ですが、指定管理料の中にはドッグランの仕様については、仕様書の中にドッグランできれいにしたり、し尿の問題であったり、そういうことは入っていないということでしょうか。入っているということですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

含まれております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では、質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第58号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、議案第58号：愛西市都市公園条例の一部改正についてということで、本当にこの道の駅HASUパークについての考え方が今までの愛西市の行ってきた考え方からすると全く違っているなあと。本当に今までの愛西市の行ってきたことからすると矛盾している。この施設の運営も負担をしていただくということも含めて、交流人口という一言で、愛西市の市民が行ってほしいことということではなくて、市外の方に対しても愛西市の市民の本来補填すべき福祉の増進のために使うべき財源が使われてしまうと。本当に全く納得がいかない状況ですね。

都市公園で言えば交流人口を増やすということで、大会を行えば市内のものと一緒にするということがあればしかるべきですが、そういう話をすると、いや市内の人だけが使ってもらったほうがいいのかということでも市外の人に対しては多額な使用料が出てくると。本当に交流人口を増やすと真剣に考えるならば、全てをオープンにしていくと、そういう全てを変更するというか、差をつけることなくしていくべきであるかというふうに思っています。

そういった点で、今回の有料施設についての考え方については全く納得がいきません。HASUパークだけではなくて、やはり交流人口を増やすということであれば、市民の皆さんもよく利用していただいている施設も含めて、愛西市全体としての方針を考えるべきでありますし、HASUパークだけ限定をして市の運営を考えていっているということについては本当に改善をしてほしいなあとというふうに考えておりますので、この都市公園条例の一部改正については反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にありますか。

[挙手する者なし]

では、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも都市公園という公園制度については、利益を求めのために整備をするのではなく、市民の健康増進、そして先ほど来、市外の方たちにも観光拠点としての位置づけで利用していただきたいというような答弁がありました。その中での施設の開放料金の設定ということで、安い高いは別としまして一応は1.5倍だというような根拠の中で料金設定をされております。

当然、利益を生むという基本的な考え方で物事はいいいけませんので、数多くの方にこの公園を利用していただく環境をこの料金設定で整えたという認識でおりますので、賛成といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では、ないようですのでこれにて討論を終結いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号：愛西市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

今回、この水道事業者給水条例等ということで、上下水道の工事業者については災害時には支援を頼めるということですが、これがあることによって、もしも発災時のときのための相互協定というのか、そういうのも結んでいるかと思えますけれども、その相互協定はなくても支援を依頼できるという考え方でいいのかどうかだけ確認をお願いします。

○上水道課長（平野宗克君）

基本的には相互協定に基づいての判断となっております。以上です。

○委員（河合克平君）

相互協定に基づいてだけで、相互協定のない場合については他市町の指定業者には来てもらえないということなんですか。

○上水道課長（平野宗克君）

個別で業者の方が応援に来ていただく場合も想定はされますので、それについても今回の条例の改正の適用にはなってきます。ただ、そういったケースは非常に少ないかなと考えられます。

○委員（河合克平君）

下水道はどうです。

○下水道課長（服部芳樹君）

基本的には上水道課と同じ考えですが、相互協定なしでも広域な災害時において、他県からの応援を、業者の要請等のかけたときに備えるための今回の条例改正になりますので、基本的には他県の地元での登録業者であれば、相互協定なしでも派遣をしていただいた業者に関しては受け入れるということをございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑は。

○委員（原 裕司君）

ちょっと状況だけ確認させてください。

愛西市で今現在、指定を受けている業者が何件あるのか。何件中、当然指定を受けていない業者も、水道、下水、あると思うんですが、その数についてお伺いをしたいと思います。

○上水道課長（平野宗克君）

まず上水道の指定業者数について申し上げますと、給水装置指定工事業者登録業者数は104者でございます。下水道の排水設備指定工事店の登録業者は142者でございます。あと、市内の土木業者などがすべからくこの指定店に申し込んでおるかどうかについては、上下水道とも詳細に把握はしてございません。以上です。

○委員（原 裕司君）

今、104者と142者ということなんですが、実際の災害時においてこの業者だけでは多分できない、災害によってですね、当然。想定されるわけなんですが、実際、この愛西市というのは三重県、岐阜県に近いので、そういった県外でも大丈夫であるというような形なのか、それとも声をかける範囲というんですかね。近隣であっても、当然のことながら大災害であれば近隣からも来れない部分があるので、その辺の範囲ですね。業者に依頼をする範囲についてお答えください。

○上水道課長（平野宗克君）

上下水道とも、災害協定の取りまとめ先に被害状況などを報告して、その取りまとめ先において応援要請を各県などにいたします。そこでの取りまとめ結果によって、被災状況など総合的に判断されて応援業者等が割り当てられると考えております。以上です。

○委員（原 裕司君）

その取りまとめ役というのは県がやるの。海部事務所とか、その辺がちょっと分からないので、県がするんですか。お願いします。

○上水道課長（平野宗克君）

上水道においては、水道業者が加盟している日本水道協会愛知県支部が取りまとめとなります。事務局は豊橋市でございます。以上です。

○下水道課長（服部芳樹君）

災害の規模にもよるかと思います。東日本大震災のように大規模災害等であれば、当然愛知県が仲介に入り、中部地方以外の他府県からの要請ということも考えられると思います。その県が仲介に入るときの場合以外にも、愛西市においては災害時における上下水道施設の技術者に関する協定、あるいは農業集落排水施設に関する災害対策応援に関する協定、それから災害時における復旧支援に関する協定ということで、下水道事業を通して他市町の下水道事業社が派遣できるものの協定に愛西市としても加盟をしております。これに基づいて派遣要請することもあると思います。以上です。

○委員（原 裕司君）

ありがとうございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第59号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号：愛西市永和児童館の指定管理者の指定についてから議案第68号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についての質疑を一括議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

○委員（原 裕司君）

まず公募に当たっての事項のところと、三、四点まとめて質問しますのでよろしく願いします。

まず配点の点数配分についてお伺いをしたいと思います。

概ねこの指定管理につきましては、当然人件費の部分が概ねの支出になってくるわけです。当然その事業をするに当たっては人のよしあしに、要するに人材のよしあしによって随分変わってくる、そういうような状況だと私は認識しておるんですが、実際この点数配分を見ると10点なんですね。この10点の配分で200点満点という形になるんですが、何か低いような気がして、ほかのところはちょっと高いんで、その辺の配分の関係の、当然募集に当たった配分の根拠ですね。これについてお答えいただきたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

原委員、今のどこの施設です。

○委員（原 裕司君）

全部。

○委員長（馬淵紀明君）

全部。

○委員（原 裕司君）

全部同じ点数なんです。200点満点で、人材の確保の部分があるかと思うんですけど、そこの中の配分が20点だとか10点というふうで当初から配分されておるんですが、どうも10点というのはすごく低いんじゃないかということも思って、どうして10点なんですかという。もともとは、こういう事業をするときには人材の確保であるとか、当然企業体系であるとか、そういったものが大きなウエートを占めているにもかかわらず、10点って低くないですかという疑問があったので質問をさせていただいております。

○委員長（馬淵紀明君）

人材のところの10点の配点のこと。

○委員（原 裕司君）

配点です。

○委員長（馬淵紀明君）

その施設ごとにということですね。

○委員（原 裕司君）

施設ごとじゃなくて……。

○委員長（馬淵紀明君）

どうしてこの配点になったかという。

○委員（原 裕司君）

そうです。全体で。

○委員長（馬淵紀明君）

全体で、今から言える。全体だとどこ。

○子育て支援課長（前野輝次君）

委員おっしゃるように、人材の確保育成については10点、あと職員の配置及び勤務体制について10点、合わせて人材につきましては20点で配点してございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

10点、10点として合計で20点というのを、どうしてそうなった。根拠を施設ごとで指定管理者の。

○子育て支援課長（前野輝次君）

すみません。先ほど10点とおっしゃったので、20点ということございまして、事業基本方針及び費用については30点、あとは20点ということで配置をさせていただいております。こちらとしては低いという認識はございません。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

いいの。ほかのところはいいの。

○委員（原 裕司君）

ほかのところ、答えられるの。

○委員長（馬淵紀明君）

いやいや、それはまとめたの。

〔発言する者あり〕

全部一緒ならいいの、指定管理。草平児童館、全部一緒ですか、68まで。いいですか。

○委員（原 裕司君）

全部一緒なんで。

当然、今の配点で10点、10点で20点だということですが、事業に関しては60点なんですね。事業をうまく運営するに当たっては、人材という部分ではかなりのウエートを占めているので、要は人材の部分で当然のことながら評価的に、私の施設はこういうふうに確保して運営しますよ、あるいは資格を、こういうものを人材を確保してというような状況の中での評価になってくるかなあと思うんですが、それが低いと事業がうまくいかないんじゃないですかということで質問をしておるので、やっぱりウエートの的にはこれを低く見るのはおかしいんじゃないですかと聞いて、どうしてこう低い数字なんですかと聞いておるんですよ。

最初からこういうふうになって、20点だけど、ここの事業については30点と30点の60点じゃないですか。そう考えると、今の事業が大事で人は大事じゃないのかという感覚になっちゃうので、その辺をどういう形で評価をするのという質問なんです。

○子育て支援課長（前野輝次君）

確かに60点と20点で、人材が低いということは確かでございますので、次回の公募のときには検討したいと思います。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○委員（原 裕司君）

いいです、取りあえず。

○委員（吉川三津子君）

それでは、全体についてお伺いをしたいと思います。

本会議の中でも、何度も児童館ガイドラインと児童クラブの指針について質問をさせていただきました。児童館ガイドラインは昨年度の夏か秋ぐらいに発表されていて、それから児童クラブの指針の解説書というのは本当に今年の3月末ぐらいに公表がこども家庭庁のほうからされていると思うんですね。ですから、今回の公募というのは今までの公募と内容的にがらりと違ってきているので、これから次年度からの児童館運営というのはかなりその2つのガイドラインと指針の影響を受けた運営になっていくだろうというふうに思っているわけです。

来年度から、この指定管理者の公募が終わって業者が決定し、いろんな企画書が出されている中でどんなところが具体的に変わっていくのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

委員おっしゃるとおり、児童館のガイドラインの改正がございました。

それで今回、事業の配点のところの子供の権利についての育成支援に対する考え方及び内容という項目を事業のところに入れさせていただきました。今回、子供の権利に重点を置きまして申請をしていただいたところもたくさんございます。今後、子供の権利や子供の居場所づくりを重点に置いていただいて、子供が安心して過ごせる児童館及び子育て支援センターになるように、よりよい運営に努めていただきたいと思います。以上です。

○委員（吉川三津子君）

ちょっと私、児童クラブの指針のほうか児童館のガイドラインのほうか、多分児童クラブの指針のほうだと思いますけれども、子供に対しても、子供が自分に権利があるということを知る、そして支援員も知るということで、研修の場をきちんと設けていかなければならないというような国からの要請が来ていると思います。

具体的に、そういったものがどのように実現されていくのか。いろんな公募した業者のほうから出ていると思いますので、全部とは言いませんが、幾つか具体例があれば教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

子供の権利に関する申請がありましたということでお話しさせていただいたんですけど、まず子供会議とか子供企画といたしまして、子供たちでルールを決めたり、子供たちで会議をしていくという申請、何点かございました。以上です。

○委員（吉川三津子君）

支援員がそういった知識、スキルを身につけていくための、そういった提案とかはなかったんでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

研修等の申請は何件かございました。以上です。

○委員（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいですか。

○委員（河合克平君）

議案質疑のときには、前回と比べてどうかという変動率を聞いたんですけど、仕様書で幾らということで金額を算定していますけど、その仕様書等の金額と比べて実際の契約の金額が幾らで、どの程度違うのか、仕様書と比べた金額についてお伺いできますか。それぞれ全部ね。

○子育て支援課長（前野輝次君）

それは指定管理の申請の公募のときの上限と、提案の金額と、その差ということでよろ

しいですか。

○委員（河合克平君）

そうです。はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

まず永和児童館、1億5,222万6,000円、それで申請額が1億4,534万9,000円、差が687万7,000円。

勝幡児童館です。上限額が1億2,020万4,000円、申請額は同額でございます。

草平児童館、募集時が1億4,348万6,000円、申請額が1億4,348万5,000円、差が1,000円です。

立田南部子育て支援センター、上限額が1億2,200万3,000円、申請額も同額でございます。

立田北部子育て支援センター、上限額が1億1,680万5,000円、申請額は同額です。

開治子育て支援センター、上限額が9,574万円、申請額が9,550万、差が24万円でございます。

○委員（河合克平君）

永和児童館については、理由で、財政的に経費の削減効果を図ったということで評価があったということなんですけど、他の施設はあんまりそういう経費削減効果というのはないんですけど、これは経費削減効果が大きなウエートではないと、そういう理解でいいんでしょうか。

一応、永和と勝幡と草平は2つの応募があったということもありますので、その応募も比べて永和と勝幡と草平はそのほかのできなかつた業者と比べてもこの費用が安いのか、それとも高いのか、それについて教えてもらえますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

指定管理者の選定審査項目で、費用は30%見ております。それも加味していただいて、今回選定をいただいたと思っております。以上です。

○委員（河合克平君）

他の今回で選定に選ばれた事業者じゃない事業者については、幾らの提案をしてきたかということは今分かりませんか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

すみません。今手持ちに資料がございません。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

後なら答弁できるんですか。

○委員（河合克平君）

後から。

○委員長（馬淵紀明君）

後からでも、もう議案採決しなあかんもんで。

○委員（河合克平君）

知りたい。

〔発言する者あり〕

いや、どこって聞いていないからね。事業者がどこも聞いていないから、金額だけだから、それは言えないと。個人情報の要件にも入らないと思います。2つ以上の項目はないので。

○健康子ども部長（人見英樹君）

先ほど、費用の配点が30%と申しましたけど、30%ではなく15%、ちょっと訂正させていただきます。すみません。

○子育て支援課長（前野輝次君）

すみません。200点満点の間の費用は30点でございました。失礼いたしました。

○委員（河合克平君）

15%ね。

○委員長（馬淵紀明君）

パーセンテージとしては15%ということですね。

では、他に質疑のある方はお見えですか。

○委員（原 裕司君）

すみません。

先ほど配点の話をさせていただいたんですが、当然人件費に占める割合ですね。事業、人件費、先ほど指定管理料の金額が言われたんですが、大体施設で人件費、事業費と分けて何%、当然人件費だけ言っていただければ、あとは事業費だということで理解ができますので、金額はいいので、金額を言っていただければ金額でもいいんですけど、パーセンテージでも構いません。どのぐらいの占める割合を持っているか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

申請額のうちの人件費ということでよろしいですか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

永和児童館1億1,769万5,000円、勝幡児童館9,129万4,000円、草平児童館1億2,206万円、立田南部子育て支援センター1億64万7,000円、立田北部子育て支援センター8,076万5,000円、開治子育て支援センター6,775万円でございます。

○委員（原 裕司君）

かなりのパーセンテージで、大体80%以上、90%に近いような状況になるわけなんですが、要は施設によってパートさんだとか、そういうものは当初のときには申請は、申請時に正職員何名、パートさん何名という、当然名前は出てこないでしょうけど、そういった資料というのは出てくるんですかね。

○子育て支援課長（前野輝次君）

人数は申請いただいております。以上です。

○委員（原 裕司君）

大体パートさんが主になってくると思うんですが、当然夕方からだとか、そんなような状況で正社員を雇うような形はなかなか難しいと思うのでパートさんのほうが人数が多いと思うんですが、そのパートさんの割合というのは申請時には分かりますか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

割合といいますか、正規何人、非正規何人ということでお答えしてよろしいでしょうか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

永和児童館、正規社員3人、非正規社員15人、勝幡児童館、正規社員2人、非正規社員10人、草平児童館、正規職員3人、非正規が9人、立田南部子育て支援センターが正規職員が3人、非正規が8人、立田北部子育て支援センター、正規職員2名、非正規が7人、開治子育て支援センターが正規職員1名、非正規が13人でございます。

○委員（原 裕司君）

分かりました。すみません。ありがとうございました。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はありますか。

○委員（河合克平君）

金額については先ほど、また後で答えてもらえるということですが、であれば今ちょっと話していたんですけど、その評価、金額の評価15%ということですので、その点数は教えてもらってもいいです。

○子育て支援課長（前野輝次君）

項目ごとの配点は公表を控えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑よろしいですか。

ちょっと暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

質疑よろしいですか。

[挙手する者なし]

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第63号から議案第68号に対する討論を一括して行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

この指定管理制度についてですが、今から30年ぐらい前ですかね、指定管理制度をやるようになって、果たしてそれがよかったのかどうかということについては、そろそろしっかりと教訓としてしないといけない部分があるかというふうに考えます。今でこそ、この愛西市の中でも指定管理から直営に変わったところもある状況でありますので、そういったことで今回もやはり直営ということを考える時期に来ているのではないかというふうに思います。

子ども子育てについて、やはりしっかりと愛西市が責任を持っていくためにも、直営で運営をして子供たちの放課後を守っていくということはしないといけないというふうに考えますので、選定された業者さんが、また事業者さんがいい悪いということではなくて、制度自体について改善をするときに来ていると。また、そういうふうに改善したほうが事業費も少なくなるんじゃないかなというふうに思ってみたりということもありますので、しっかりと再度検討していくべきだというふうに考え、反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

反対討論、ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

まず児童館及び子育て支援センター、こういったものについては小学校区に1つ以上の配置ということで、当然働く父兄というんですか、両親と言ったらあかんね。親の変化も随分出てきております。したがって、やはりこういう施設を運営する指定管理の公募というのは大変必要になってきます。

公募によって、その施設を運営する指定管理者にとってもやはり改善をするべき点、継続すべき点、こういったものも含めてレベルアップというかサービスの質をよくしていくという形になるかと思えます。5年に1回の公募ですけれども、やはりこの公募によって地域の児童、あるいは父兄の皆様が安心して子供を預けられるというような状況でありますので、金額の差はありますけれども、やはりサービスの質を向上させる意味では必要な認定であるという認識をしておりますので、賛成といたします。

○委員（吉川三津子君）

それでは、全体に対して賛成の立場で討論いたしますが、2点ほど課題に感じておりますので、その点について少し述べさせていただきたいと思えます。

本会議の中でも、未就園児親子の子育て支援の事業と、それから就学後の子供の支援の

事業が子育て支援事業という一つのくくりの中で点数がつけられております。そうすると、子育て支援事業に偏ったところでもいい点数かもしれない。そして、就学後の子供の支援の点数がいいところもいい点数かもしれないということで、バランスよくこの児童館での事業運営ができていないかの判断ができないような点数配分になっていると思います。その点、次回からは未就学児親子の支援、それから子供の育成、育ち、権利とか、そういったところの支援は分けて配点すべきできないかと思いますので、その点のほうの検討をいただきたいと思います。

それから、何度も何度も申し上げて申し訳ありませんが、児童館ガイドライン、それから放課後児童クラブ運営指針というのは、市のほうにしっかりこれを守りなさいということで指針が来ております。今回、企画書の中に含まれていない部分がきっとたくさんあると思いますが、その点については契約後、きちんと調整等していただくことをお願いして賛成討論といたします。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、賛成討論なしと認めます。

○子育て支援課長（前野輝次君）

先ほどの御質問で答弁できなかった点でございますが、今答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

それでは、候補者とならなかった団体の申請額を申し上げます。

永和児童館 1 億 5,222 万 5,000 円、勝幡児童館 1 億 2,020 万 5,000 円、草平児童館 1 億 4,348 万 5,000 円でございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

では、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を取ります。

午後 2 時39分 休憩

午後 2 時50分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思っております。

なお、質疑は、補正予算書のページ数と款項目を特定してから御質問ください。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（吉川三津子君）

本会議の中で聞き漏らしたかもしれないのでちょっと教えていただきたいと思いますが、22ページの6款、全部いいんですね。

○委員長（馬淵紀明君）

どうぞ。

○委員（吉川三津子君）

6款農林水産業、1項農業費、5目の農業土木費の関係で、一般財源から地方債のほうに付け替えがされているんですが、これ河合さん質問したかもしれないですけども、事業名とそれぞれの総事業費、付け替えの額はここについているので総事業費を教えていた

だきたい。

それから、金融機関と利率、償還期間についても教えていただきたい。そして利息の総額も教えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（馬淵紀明君）

それは財政になるなあ。付け替えでしょう。そうだね。今の6款1項5目だと……。

○委員（吉川三津子君）

これ勝手に付け替え……。

○委員長（馬淵紀明君）

事業は、勝手ではないんだけど、財政だなあ。

○委員（吉川三津子君）

これ財政になっていたの。

○委員長（馬淵紀明君）

だから、付け替えの分だと。

○委員（吉川三津子君）

だって土木費じゃん。どの事業かって。

○委員長（馬淵紀明君）

事業名はないもんね。

○委員（吉川三津子君）

どの事業かと。じゃあこれ総務のほうで質問……。

○委員長（馬淵紀明君）

内容は答えられるんですか。

○委員（吉川三津子君）

そもそも誰もいない。

○委員長（馬淵紀明君）

そもそもいないね。

[発言する者あり]

暫時休憩します。

午後2時53分 休憩

午後2時58分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

吉川委員、少しお待ちください。

○委員（吉川三津子君）

はい。

○委員長（馬淵紀明君）

では、他に質疑のある方。

○委員（河合克平君）

では、ページ数が4ページの債務負担行為補正ですが、条例になかった分で保育園調理等業務委託料と発達支援センター調理等業務委託料について、これの詳細を教えてください。

○子育て支援課長（前野輝次君）

今回、保育園の調理等業務委託につきましては今回入札を行いますので、1月に入札を予定しておりますけど、その前に債務負担行為を上げさせていただくということでございます。以上です。

○発達支援センター長（渡邊志保君）

発達支援センターの調理等業務委託も来年4月からの委託に関しまして、今年度中に契約する必要があるため、このたび補正を上げさせていただいております。以上です。

○委員（河合克平君）

これから入札ということなので、中の詳細は答えてもらうのは難しいと思いますが、ただアレルギー食とか、いわゆる児童、園児の、また通園者の健康に関わるようなことについてはどのように業務委託のほうに伝えられるのか。直接伝えたら派遣法違反になるので、偽装請負ということで。どういうふうにするのかだけ教えてもらっていいですか。

○発達支援センター長（渡邊志保君）

仕様の中にアレルギー食の対応をお願いしたいということと、離乳食等の必要な方については離乳食の調理もお願いしたいということ盛り込んで入札にかける予定をしております。以上です。

○子育て支援課長（前野輝次君）

保育園のほうも発達支援センターと同じでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

はい、分かりました。

日常的にどうそれを指示していくかということは、仕様書には入っていないということでいいですか。日常的に、この日は休みだからいいよとか、この日は出るからこれが必要だというような日常的なことも当然必要になってくるかと思うんですけど、そういうのはちゃんと業務請負ということでの運用をしていけるように仕様書もなっているということでいいです。

○発達支援センター長（渡邊志保君）

日常的なことについては、日々の毎日の確認でアレルギー食の確認をして執り行うことになっておりますので、仕様書にはアレルギー対応していただきますということだけ書いてあって、その日の打合せで随時対応していただくこととしております。以上です。

○子育て支援課長（前野輝次君）

保育園も同様でございます。

○委員（河合克平君）

それは分かるんだけど、委託業者の従業員に直接その施設から指示を与えてはいけないんだわね、委託というのは。ちゃんとそれは分かって今後運営されていくのかなあという確認なの。直接、毎日給食を作っている人に対して、今日はこうしてね、ああしてねということは、市が直接言っただけで、言うことによってそれは派遣法違反になるんだね。だから、その辺のことについてはちゃんとルールを分かってされているのかなあということで聞きたいから話をしているんだけど、どういうふうにそれはやる。それは今言ったように、変わるよということについては調理委託している人と話し合いますっていても、本当は話し合っただけで。誰と話し合うかという問題があるんだけど、その辺のことを分かってみえるのかなあということで知りたかったんだけど。意味分かる。

○健康子ども部長（人見英樹君）

人材派遣ではありませんので、委員おっしゃるように直接こちらからお願いできませんので、その辺りは法に違反しないように、それはきちっと確認して入札にかけます。そこは承知していますので。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑ありますか。

○委員（原 裕司君）

それでは、ページ数20ページ、21ページの3款の児童福祉費の中で償還金が出ておりますが、過年度の償還金なんですけど、償還理由についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

3款、どれだったっけ。3款2項、何目だった。

○委員（原 裕司君）

2目の児童措置費と母子福祉費の中の22節償還金利子及び割引料というふうで、過年度返還金が出ていますけど。

○委員長（馬淵紀明君）

分かりますか。3款2項2目と5目のところですね。22節です。

○子育て支援課長（前野輝次君）

まず施設型教育・保育給付費等補助金過年度返還金のことでよろしいですか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

こちらにつきましては、実績が見込みより少なかったためでございます。

続きまして、児童手当のこともでしょうか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

こちらにつきましては、令和6年度の10月に制度改正がございまして、特例給付という

制度がなくなりまして相殺ができなかったために返還になりました。

続きまして、母子のほうもでしょうか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○子育て支援課長（前野輝次君）

142万5,000円でございますが、こちらは高等職業訓練促進給付金なんでございますが、これが30か月見込んでいたのが実際は18か月でございました。

続きまして、母子生活支援でございますが、こちらは1世帯入所しておりまして、別にそのほかもう1世帯、1か月見込んでいたのですが、1世帯だけで終わったということでございます。以上です。

○委員（原 裕司君）

先ほどの施設型の関係ですが、実績が少なかったというような形ですけれども、何名見込んで、何名減でしたでしょうか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

何名ではございませんで、変更交付の申請の際に前年度の加算状況で申請をいたしました。が、実際は加算がそこまでつかなかったということでございます。以上です。

○委員（原 裕司君）

今の加算状況というのは、どういった加算。要はいろんな加算項目があると思うんですが、何が加算がつかかなかったんでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

分からないですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

すみません。今手元に資料がございません。申し訳ございません。

○委員長（馬淵紀明君）

どうされますか。

○委員（原 裕司君）

じゃあ次の質問、いいですか。

○委員長（馬淵紀明君）

今の質問は。

○委員（原 裕司君）

後でいいです。

○委員長（馬淵紀明君）

後でいいというのは、もう今のこの採決の前に必要になるか。

○委員（原 裕司君）

まあいいですわ、分からんなら。

じゃあ次に、土木の関係に移りたいと思います。

ページ数が23ページのところで、産地パワーアップと環境保全型直接支払いというところでそれぞれの補助金、交付金が出ております。今回、産地パワーアップ等の対象者が増えたということで、全体で何件の対象者が出たのかということをお聞きしたいと思います。交付金も同じようをお願いします。今回で何名になったかというところなんですけど。

○委員長（馬淵紀明君）

6款1項3目だね。18節。

○産業振興課長（清水直樹君）

今回の補正は1件分でございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

産地パワーアップ事業費の。

○産業振興課長（清水直樹君）

失礼しました。

今年度は22件であります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

交付金のほうは。環境保全型農業直接支払いのほうの質問もあります。

○産業振興課長（清水直樹君）

失礼しました。

環境型につきましては、1団体に対するものであります。以上です。

○委員（原 裕司君）

初めてですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

今年度1件で、初めてということであります。

○委員（原 裕司君）

今回、切り花の関係が出てきたというような話だったんですけれども、実際その産地パワーアップの事業に関してはどんな業種が主に、22件の間、何件が何、何件が何ってちょっと教えていただけますか。

○産業振興課長（清水直樹君）

イチゴが3名、レンコンが14名、米・麦・大豆が1名、露地野菜が4名であります。以上です。

○委員（原 裕司君）

今、露地野菜、地野菜。

○産業振興課長（清水直樹君）

露地野菜です。

○委員（原 裕司君）

今、露地野菜という話がありましたけれども、当然その機材云々等の補助を出すんですが、露地野菜についてはどんなような補助品目というか、出ています。

○産業振興課長（清水直樹君）

露地野菜で今年度はニンジンについての補助でありまして、ニンジンの選別コンベヤーとかに対する補助金であります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にありますか。

〔挙手する者なし〕

なければ、吉川委員の質問、もう一度質問してくれますか。できれば、同じような内容でしたらまとめてお願いいたします。

○委員（吉川三津子君）

では、22ページの6款農林水産費、1項農業費、5目農業土木費の関係で、一般財源から地方債への付け替えの問題です。事業名と、それぞれの総事業費を教えてくださいのと、まだ金融機関は決まっていらないそうですので、償還期間などについても決めていらっしゃるなら教えてくださいというふうに思います。

同様の質問を24ページの8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費についてもお願いします。

それから、24ページの消防費に関してもお願いします。

3点、同じ質問です。

あと、ごめんなさい。交付税措置についても教えてください。

○財政課長（堀田 毅君）

まず22ページ、23ページの6款1項5目農業土木費の5,810万円の財源振替の内訳について、まず申し上げます。

排水路改修事業で、こちらのほうが借入限度額1,910万円、それから経営体育成基盤整備事業で借入限度額を3,900万の増額ということで、こちらについては補正予算書5ページ、6ページのほうに追加と変更という形で記載のほうがございます。

こちらのほうについては、起債の活用が可能となったことが判明したため今回補正をお願いするものでございますが、それぞれ償還期間、まだこれはこれから借入れのもので、それであくまで予定というふうでお聞きください。起債年数については10年程度、それから交付税措置率については、こちらについてはないというものでございます。

事業費そのものにつきましては、排水路改修事業が7,052万2,000円、経営体育成基盤整備事業のほうは5,206万5,000円となります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

次も違うんかな。8款3項の都市計画総務費ですよ。9,000万円、これと消防費。消防費は、吉川さん、9款1項1目でよかったか。違いますか。

○委員（吉川三津子君）

はい、それでいいです。

○委員長（馬淵紀明君）

そこも答弁をお願いします。

○財政課長（堀田 毅君）

失礼しました。

8款3項1目のほうですね。こちらにつきましては道路改良事業のほうに充当するものございまして、こちらが事業費総額が1億6万8,000円、今回、地方債で9,000万円のものでございます。こちらのほうも償還期間、今現在では10年程度を想定しております。こちらも交付税措置率のほうはございません。

それから、続いて9款1項3目消防施設費のほうでよろしかったですかね。こちらのほうが高規格救急自動車更新事業になります。事業費総額3,700万6,000円、こちらに対して地方債のほうで700万円で、こちらについては起債年数は5年を予定しており、交付税措置率は70%の予定でございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

それぞれお答えいただいたんですが、事業をするに当たって地方債が使えるか使えないかというのは、まず初期段階で分かっているかと思うんですね。なぜ今こういった措置をするのか、どのようなメリットがあってされるのか。交付税措置があるというものについては理解ができるんですけれども、どうしてなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○財政課課長補佐（山田宗一君）

これまで借入れを行った実績のない事業を新たに選定する場合は、地方財政法第5条による適債性があるかどうか、この有無について解釈を求められるわけですが、こちらが複雑なこともございまして、愛知県を通した国の照会を必要とするなど時間を要する作業を伴います。ですので、当初予算編成後も継続的に起債の活用を検証しておりまして、特に交付税措置など有利な地方債については、さらに積極的な活用ができるよう努めるということもございます。交付税措置のないものにつきましても、活用が可能と判断されるものについては活用も図っていくといった考えです。以上です。

○委員（吉川三津子君）

交付税措置がされるものについては、申請すれば無条件といったらおかしいですけども、ある程度地方債を発行することができるかと思えます。その中でも、今回起債ができるようになった、判明したからとかいろいろあるわけなんですけど、市として借りられるものは借りていくんだ。これ利息がつくわけなので、今までみたいに一般財源で支払えるものは払ったほうが収支的には得なわけなんです。でも今現在、使えるものは探して使っていくという方針なのか、利息がついてでも使っていくという方針で探しているということなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

それぞれの事業じゃなくて全部だ。トータル的ですよね。6款の今の質問された全体的な考え方ですよね。

○委員（吉川三津子君）

そうですね。交付税措置があるものについてはメリットがあるということで理解ができるんですけども、交付税措置がないとなると、利息がつくだけでメリットとしてはないわけじゃないですか。そういった中で、今どんな方針で、できるだけ借りるんだという方針で探すことをされているのか、その方針についてお伺いをしたいと思います。

○財政課長（堀田 毅君）

地方債につきましては、各年度の支出の平準化を図るよう取り組むことで将来にわたる負担にも配慮していくという考えの下に地方債のほうを充当させていただくような考えです。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第71号に対する討論に入ります。

まず、反対討論を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、議案第71号の令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場で討論いたします。

第2表の債務負担行為の中に児童館についての指定管理の内容が含まれています。歴史的には職員を減らすという国の方針に基づいて、民間ができることは民間へということで指定管理という考え方が広まってきて、今職員が、本当に愛西市の職員も減ってきている状況ではありますが、そういうことではなく、やはりしっかりと公務員というか公設で行っていくべき内容であるというふうに考えます。

また、そういったことを考えると、この補正予算については賛成できないということと併せて、財源の振替ということについては、将来の負担と現世代の負担ということの公平性ということという財源の付け替えということは必要な部分かというふうに思いますが、初年度に当初予算でやはりやられるべき内容ではないかなというふうに思いますので、そういったことでは今後改善をしてほしいというふうに考えます。

変な話、20年後、30年後には国債の満期があるので、そういった点では本当に超長期の借入れをしても利息もありますからそういった点ではこの財政的な状況について窮乏するということではないので、40年で借りて40年後に、また20年後に一括返済するとか、そういったことができるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、そういう考え方ができれば今の国債の問題についても多少負担が減る部分があるんじゃないかなというふうに考えました。

ただ、指定管理については民間ではなくて公設、公の公共として責任を持って施設は運営していくべきだというふうに考えますので、反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に反対討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（中村文武君）

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど指定管理者等という反対の理由がありましたけれども、その仕組み自体は云々あると思いますが、実際、これ指定管理者を運営していかないといけないわけで、そういった理由で反対するのはいかなるものかなとも思いますし、そこはそうじゃなくてやっぱり世の中前に進めていったりとか、また他の予算もたくさんありますし、パワーアップ事業とかもありますし、付け替えの問題もあると思いますので、総合的に考えてやっていく必要がある事業ばかりなので賛成させていただきたいなと思います。

また一方で、地方債の付け替え等については河合議員と珍しく意見が同じなんですけれども、インフラ整備というのはどうしても世代間格差といいますか、世代間で全体的に負担していくというような価値のあるべきものですので、将来世代との公平な負担という価値観はまさにそのものだというふうに思いますし、国債の問題についても長期債券があるわけですから、こちら借りの部分についても一般質問で言いましたけれども、安い利率で長く借りたほうが全然資金的にも回しやすくなると思いますので、そこは賛成いたしますけれども、こういう補正予算で付け替えてしまいますと、逆に変な見られ方をして、お金が足りないので現金を余らすために今一生懸命探して付け替えたというふうに取りかねないというような見方も出てしまいますので、そこは気をつけていただいて、早期のところからしっかりと交付税措置のあるやつをどうぞ見つけていただいて、本当に勉強は大変だと思いますけれども、我々もいろんなアイデアを提案していきたいと思いますので、そういったことも含めて賛成の立場で討論させていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に賛成討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号のうち当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
次に、これより議案第72号に対する討論に入ります。
まずは反対討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
次に、議案第72号を採決いたします。
議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第73号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
次に、これより議案第73号に対する討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号：令和7年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第74号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第75号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。

続きまして、当委員会に送付されました陳情の審査に移ります。

ここで、職員入れ替わりのため暫時休憩いたします。

午後 3 時29分 休憩

午後 3 時31分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで委員の皆様にお伝えいたします。陳情の審査に際しましては、理事者側には用語等を補足説明していただく場合、あるいは審査案件の現状等についてお尋ねがあった場合に備えて御同席いただいております。したがって、理事者側への質疑等は御遠慮くださるようお願いいたします。

では、審査に入ります。

陳情第16号：医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

この陳情書については精読されていると思いますので、早速、議員間討議により進めたいと思います。

それでは、御意見があればお受けいたします。

○委員（河合克平君）

医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出については、今赤字の病院が増えているという状況のある中で、命が守られなければならない病院が、なかなかそういう事態が、今後より赤字が多くなってくれば閉院しなければならないと。市民、国民の命を守るということについて非常に問題が発生するやもしれない、将来においてね。そういったことでは医療従事者に対する賃金を値上げするというについては国が率先をして行うべきというふうに考えますので、これについては行うべきということで国に意見書を提出すべきというふうに考えますので賛成です。

○委員長（馬淵紀明君）

他に御意見はありますか。

[挙手する者なし]

他に御意見がないようなので、この陳情についての採決に入ります。

陳情第16号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手する者なし]

挙手少数であります。よって、陳情第16号は不採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第17号：介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

この陳情書においても精読されていると思いますので、早速、議員間討議により進めたいと思います。

それでは、御意見があればお受けいたします。

○委員（河合克平君）

介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情についてですが、介護や障害福祉に携わる人たちが賃金がまだまだ上がらない。平均的な水準からすると劣るという状況になっている現状を打破しなければ、そこに対する人材をしっかりと結びつけておくということができないというふうに考えますので、これについてもしっかりと国が支援を行うべきだという意見書を提出して、今働いている人たちの身分と、それから生活を守っていかなければならないというふうに考えますので、賛成とさせていただきますが、ほかの方の意見も聞いてもらおうと助かりますが、先ほどは意見もなく反対でしたので、ぜひとも意見を出して反対と言ってください。よろしく願います。

○委員長（馬淵紀明君）

他に御意見はございますか。

○委員（原 裕司君）

介護・障害施設というのは、やはり大変必要な分野になりつつあります。

ただ公的支援という形になると、介護報酬等の単価の見直しが必要となってまいります。単価を見直すということは、利用者の負担も増えるという形になります。ここで1つ問題になってくるのは、どこの施設でも定数というのが決められているというのが一番の課題となっております。介護・福祉分野の中ではいかに定数を、稼働率を上げていくかということになります。予算を立てるにしても、100%の予算を立てるわけにはいきませんので、そういった企業努力というものが人件費にかなりの影響は出てくるというようなことでもあります。

現在、処遇改善加算等の申請があり、来年度の6月には処遇改善加算の単価の見直しが出てくるという国の方針も出ておりますので、こういったことで人件費の補助という形ではなかなか加算という形での支援しかないのです。私自身はかなり国に求める部分では、国は国で改善を、この文面の中でない改善を6月にされますので、反対といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他に御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければこの陳情書についての採決に入ります。

陳情第17号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、陳情第17号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第18号：保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情を議題といたします。

この陳情書においても精読されていると思いますので、早速、議員間討議により進めたいと思います。

それでは、御意見があればお受けいたします。

○委員（河合克平君）

保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情についてですが、保育士また学童保育支援員については賃金が上がらないと、上がっていないという状況があります。人材不足だということで、市も先ほどからなかなか人材がいなくてという話もありましたけれども、しっかりと国が支援を行って、処遇改善を行っていく中でその分野に対する職員、また保育士、また学童保育支援員をつくっていく必要があるかというふうに考えますので、国に対してそれを求める。愛西市も悩んでおると、保育士少なくて悩んでおるということも含めてしっかりと意見書を提出して国に求めていく必要があるというふうに考えますので、賛成といたします。皆さんの意見も教えてください。

○委員長（馬淵紀明君）

他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければこの陳情書についての採決に入ります。

陳情第18号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、陳情第18号は不採択と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の全ての案件の審査を終了いたしました。

これにて本日の建設福祉委員会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

午後3時38分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会

建設福祉委員会

委員長 馬 渕 紀 明